

LIBRA

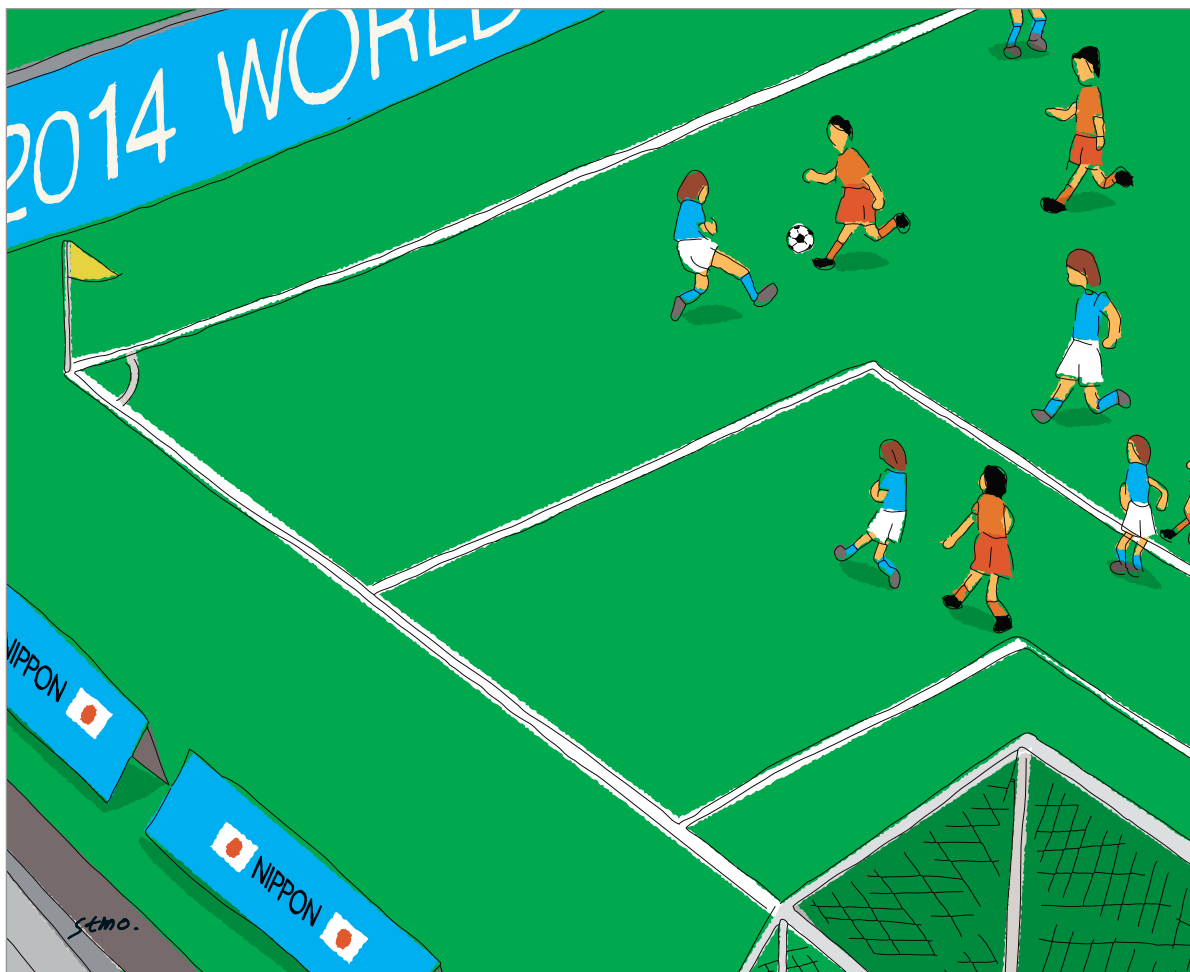
2014年 6月号

〈特集〉

活用してみませんか? 権利保護保険

〈インタビュー〉

ミュージシャン 甲本ヒロトさん 真島昌利さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年6月号

特集

02 活用してみませんか？ 権利保護保険

伊藤明彦

インタビュー

14 ミュージシャン 甲本ヒロトさん 真島昌利さん

東弁の活動

22 集团的自衛権行使容認に反対する5・3街宣活動 小林七郎

連載

24 理事者室から

26 常議員会報告（2014年度 第2回）

28 東京弁護士会における弁護士不祥事対策の現状と今後の課題 石本哲敏

32 東京弁護士会市民会議：第32回 法曹養成について

34 今、憲法問題を語る

第37回 シンポジウム「法律で憲法を変える？

—国家安全保障基本法とはなにか？—」報告 小川貴裕

35 秘密保護法解説

第11回 特定秘密保護法と公益通報者保護法 The Devil in the Details 光前幸一

36 近時の労働判例

第19回 東京地裁平成25年5月22日判決（ヒロセ電機事件） 大原武彦

38 刑弁でGO！：第55回 保証書を利用した保釈の獲得事例 氏家宏海

40 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第66回 弁護士業務妨害対策研修

「家事事件における業務妨害対策～DV案件を中心として～」 川田 剛

41 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第3回 東弁の育児支援制度を利用した男性会員にお話をお聞きました 大庭秀俊

42 via moderna

第51回 原子力損害賠償紛争解決センター調査官に聞く 馬場乃里子

44 わたしの修習時代：思い出すと勇気が湧いてくる青春時代 53期 三森敏明

45 65期リレーエッセイ：「踊る弁護士」を目指して 金湖恒一郎

46 心に残る映画：『博士の愛した数式』 齋藤北写

47 コーヒーブレイク：スール（南）へ。 藤沢抱一

48 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

50 会長声明・談話

60 インフォメーション

活用してみませんか？ 権利保護保険

今回は、権利保護保険についての特集です。権利保護保険とは何か、権利保護保険とLACとの関係、LACの成り立ちや仕組み、手続きや活用方法について、民事司法改革実現本部権利保護保険部会部会長の伊藤明彦会員より、詳細に説明をしていただきました。今回の特集を機会に、今まで権利保護保険についてよく知らなかったり、知ってはいるが活用していなかった会員にも、積極的に権利保護保険を利用していただけようになれば幸いです。

(難波 知子)

活用してみませんか？ 権利保護保険

民事司法改革実現本部 権利保護保険部会 部会長 伊藤 明彦 (53期)



1 ご存知ですか？ 権利保護保険

司法アクセスといったときに、私たち弁護士が第一に想起するのは、市民が自分が抱える法律上の悩みを相談したいときにアクセスできる弁護士や法律事務所が身近にあるかという問題です。

しかし、市民の周囲に相談できる弁護士がいる、あるいは弁護士会の相談窓口にとどり着くことができたとしても、弁護士費用を準備できないなどの理由で弁護士への依頼を躊躇する場面も少なくないと思われます。これは特に経済的利益の小さい少額被害事件などで弁護士費用の方が損害よりも高くつくような場合に顕著に見られる傾向です。市民の立場でいえば、弁護士費用や訴訟費用の調達という問題も司法アクセスの障碍になり得るわけです。

こうした弁護士費用、訴訟費用の調達という側面で

司法アクセスを保障する制度として近年注目されているのが権利保護保険（弁護士保険）という制度です。

後で触れますが、西欧諸国では権利保護保険の普及率が非常に高く、法律扶助が活用できない場合、弁護士費用は保険でまかなうというのが市民の一般的な認識です。

2 権利保護保険とは

(1) 意義

ここで権利保護保険とは、市民が権利保護保険に加入していれば、不測の事故や事件により生命身体や財産に被害を被った場合、被害回復のための権利行使（加害者に対する損害賠償請求）を弁護士に委任する際の法律相談料や弁護士費用、訴訟費用が保険から支払われる仕組みをいいます。

(2) 訴訟費用保険

同じ意味を表す仕組みとして、保険法の世界、あるいは保険実務の世界では、訴訟費用保険などと呼ばれています。こちらの方が一般的で、馴染みがあるかもしれません。

いわゆる訴訟費用保険として、もっともポピュラーなのは、自動車保険などの主たる契約に特約として付帯される弁護士費用担保特約が挙げられると思います。日ごろ損保会社の依頼を受けておられる会員の方々、あるいは既に弁護士費用担保特約の案件を扱ったことのある会員の方々は、この辺の仕組みをよくご存知だろうと思います。

自動車保険の場合ですと、保険商品として求められる基本的な内容は、自分の損害を補填してもらうための人身傷害保険や車両保険、自分が加害者となってしまった場合の対人賠償保険、対物賠償保険などの責任保険があります。これらの保険に付帯される弁護士費用担保特約は、自分が被害者となった場合、事故の加害者に対し損害賠償請求をするうえで、法律相談や訴訟等弁護士事務を委任したときに、その費用を保険会社が負担する、という内容です。

こうした被害者の費用負担のリスクは、原告のオフenseリスクなどと言ったりしますが、この特約に加入していれば、いざ事故で怪我をした、弁護士を使って裁判をやって加害者に治療費や慰謝料を払ってもらいたい、と考えたときに、こうしたリスクを回避できるわけです。

逆に、自分が加害者となってしまうと被害者から訴えられた場合などの、いわゆる被告のディフェンスリスクについては、そのような特約の加入は必要条件ではなく、対人対物賠償保険の中で自ずと補償されるものとして扱われているのが通例です。

こうしてみますと、交通事故で自分にも一定の過失

がある場合は、責任保険が適用されて、訴訟費用も責任保険からまかなわれ得ると思いますので、訴訟費用保険のようなものはいらないかもしれません。しかし、完全に被害者の場合、責任保険が適用されないため、訴訟費用保険に加入していなければ、訴訟費用の調達という問題が生じてしまいます。

(3) 日本の訴訟費用保険の特色

日本の自動車保険における弁護士費用担保特約の特約部分の保険料は、およそ年額1,000円から3,000円くらいで、全体の保険料から見ますと非常に低価格です。ちなみに被保険者が本人訴訟をした場合には訴訟費用は保険給付の対象とならないとした東京高裁の判例があります（東京高裁平成19年2月28日判決金融・商事判例1322号45頁）。ですので、弁護士が本人訴訟で損害賠償請求をしても、保険会社からは訴訟費用を支払ってもらえないという結論になるかと思っています。

補償限度額も当然保険会社によってまちまちですが、最大300万円くらいまでの金額を補償限度額として定める損害保険会社が多いようです。補償される費用には、法律相談料や着手金・報酬金だけでなく、手数料（内容証明作成など）や実費（印紙、郵券代、弁護士法23条の2に基づく照会手数料など）、日当まで補償されます。

弁護士費用担保特約が特約方式か、総合保険にパッケージされているかは保険会社の商品設計によってまちまちだと思いますが、自動車保険や火災保険などの主たる契約に付帯されるのが一般的です。

ところが、近時、わが国においても訴訟費用保険を単体商品として販売する保険会社が登場しました。保険の補償範囲も自動車保険が交通事故紛争など限定的であるのに対し、様々な法分野に拡大されてい

るのが特徴的です。今後、大手損害保険会社も同様の保険商品を開発するのではないかと予測され、その動向が注目されます。

なお、あまり意識したことはないかもしれませんが、日本で販売される訴訟費用保険は、一般に保険事故の前に加入している必要があるということで、事前保険という性質を持ちます（イギリスでは事後保険などというものが販売されていますが、保険料が高額であるなどの問題点が指摘されています）。

(4) 名称について

権利保護保険について、およそのイメージを持っていただくことはできたのではないかと思います。

この権利保護保険という名称については、実はいろいろな意見があります。権利保護保険では市民に伝わりにくいのではないかとという観点から、弁護士保険と呼ぶべきであるという考えがあります。さらに、弁護士保険といった場合、弁護士責任賠償保険という権利保護保険とは次元の異なる保険と混同しかねないという理由から、弁護士費用保険と呼称するべきだという意見も登場しています。

なお、権利保護保険という名称は、日弁連が商標登録を得ています。ですので、損害保険会社も権利保護保険という名称は、日弁連の許可なしに使用できません。そのせいで、かえってあまり周知されていない名前になっているという面もあるかもしれません。

(5) 権利保護保険への期待

先述のとおり権利保護保険は西欧諸国で発展しましたが、日本ではまだそこまでの発展を見ていません。

その理由として、まだまだ日本では紛争の解決といったときに、弁護士を活用したり、訴訟に持ち込んで解決を図ったりということが比較的少ないことがある

と思います。訴訟ですとか、弁護士に依頼するというのが非日常的なものであるという社会的感覚があるのではないかとということです。

さらに、日本の裁判では弁護士費用が民事訴訟法上、敗訴者負担となる訴訟費用として扱われていないことから、勝っても負けても弁護士費用は自分で負担しなければならないことがあります。交通事故訴訟や医療訴訟では、加害行為と相当因果関係のある損害として、全損害の10%程度が弁護士費用として判決で認められたりしますが、限定的です。

こうした環境のもと、被害の救済を求めて法的措置を取りたいと考えても、コスト面からの抵抗が強く、そのまま泣き寝入りするという事態が多かれ少なかれ、見られました。10万円、20万円というのは、弁護士費用としてはさほど大きな額ではないかもしれませんが、一般人にはひと月の生活費だったりするわけです。

たしかに、富裕層は自分で弁護士を頼めるし（自助）、低所得者層には法律扶助や訴訟救助があります（公助）。実は中間階層、これは個人も企業も含めて、中間所得者層がもっとも弁護士に頼みにくかったりする集団となっているわけで、この層は、自分の収入から費用を出すしか方法が無く、司法アクセスの谷間などと言われています。

こうしてみると、被害者に対し、費用面の手当てができれば被害救済の掘り起こしというのは大きく実現しそうです。一方、法テラスが支える法律扶助という制度も資力要件等利用のための条件がありますので、様々な階層に普遍化させるというのはちょっと違います。西欧諸国、特にイギリスでは伝統的に法律扶助が充実していましたが、近年の財政難の煽りを受け、法律扶助はどんどん縮小化され、権利保護保険がそれに代わる費用調達手段として普及しはじめました。

そのようにして期待されるのが、権利保護保険なの

資料1 日弁連と協定を締結している保険会社等【2014年4月現在 計14社】

あいおいニッセイ同和損害保険	エース損害保険
ソニー損害保険	富士火災海上保険
三井住友海上火災保険	SBI損害保険
日本興亜損害保険	全国自動車共済協同組合連合会
損害保険ジャパン	三井ダイレクト損害保険
au損害保険	全国共済農業協同組合連合会
そんぽ24損害保険	共栄火災海上保険

*筆者作成

です。つまり、権利保護保険が発展すれば、被害者救済、裁判を受ける権利が実効性のあるものになる、被害救済を求める人が増えれば、弁護士の出番も増えるので業務拡大につながる、ということが期待されます。

3 日本における権利保護保険

(1) 日弁連 LAC の発足

こうした期待を受けて、日弁連は2000年に権利保護保険を日弁連LAC制度としてスタートさせました。権利保護保険の運営を担当する日弁連の委員会であるリーガル・アクセス・センターの頭文字を取って、LACと呼んでいます。といっても、日弁連がそのような保険を販売するわけにはいきませんので、日弁連は損害保険会社と協定を締結し、日弁連と協定した損害保険会社あるいは共済（協定損保会社等）が販売する弁護士費用担保特約を権利保護保険として位置づけました。日弁連と協定を結ぶ損害保険会社及び共済は2014年4月時点で14社に上ります（資料1参照）。

日弁連LACが、各損害保険会社が独自に販売する弁護士費用担保特約と決定的に異なるのは、各単位弁護士会を通じて、弁護士会が全国的に保険契約者が居住する地域の弁護士を紹介するシステムを作ったということです。

また、各損害保険会社が販売する弁護士費用担保特約の枠組みですと、弁護士に支払われる費用の算定については、保険会社が独自に作成した基準が適用されることがほとんどですが、日弁連LACでは日弁連と協定損保会社等が協議して、保険金支払基準を作成し、LAC事案を担当する弁護士や協定した保険会社は、この基準で算定された額を尊重するという運用になっています。

(2) リーガル・アクセス・センター

日弁連LACでは、日弁連と協定損保会社等の定期的な協議によって運用されています。

ここで日弁連リーガル・アクセス・センターの発足経緯を少しご紹介します。

日弁連では1979年に業務対策委員会に対し、訴訟費用保険制度実現のための諸方策の検討を諮問し、それ以降、同委員会において権利保護保険の検討が続けられました。そもそもは権利保護保険を研究されていた弁護士の方々が、イギリスの保険ブローカー会社に接触し、権利保護保険の商品の開発の共同研究に当たったことが第一歩と聞きます。その間、日本の保険会社による商品開発はなかなか進まなかったようですが、1997年から保険会社との共同研究が進められるようになり、1999年に日弁連の理事会で権利保護保険制度推進の基本方針を承認し、2000年10月に制度発足となったわけです。

特に自動車保険の世界では、保険会社の担当者による示談代行が行われるようになって、弁護士に依頼される交通事故案件が極端に少なくなったと聞きます。交通事故紛争を弁護士の手に取り戻そう、損保主導を改めようということも日弁連が権利保護保険を推進したモチベーションの一つになったようです。

2001年の司法制度改革審議会の意見書でも、権利保護保険に関し、「国民の司法へのアクセスを容易にするための方策として、訴訟費用保険が普及することは有意義であり、引き続き、このような保険の開発・普及が進むことを期待する」とまとめられています。

(3) 日弁連 LAC の現状と件数の推移

制度発足から14年目を迎え、2014年4月には新たな協定損保会社を2社迎え、協定保険会社等も14社に上りました。

資料2 弁護士保険販売件数とLAC取扱件数の推移（全国）

(年度)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
弁護士保険販売件数	7,397	11,488	27,228	288,842	437,270	933,272	4,438,126
LAC取扱件数	0	3	6	15	50	197	700
協定保険会社数	1	2	2	2	3	4	5
(年度)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
弁護士保険販売件数	5,857,847	6,563,649	9,010,426	14,317,156	18,798,688	19,780,575	—
LAC取扱件数	2,142	3,565	5,148	8,194	13,526	18,116	20,887
協定保険会社数	5	7	8	9	11	11	12

※ 弁護士保険販売件数は日弁連協定会社のみ（一部概算）

※ LAC取扱件数には、“選任済み”（依頼者が自身で弁護士を選任した案件）の件数も含まれる。

※ 2013年度の弁護士保険販売件数は確認中である。

※ 2013年度のLAC取扱件数は4月1日から2月末までの件数である。

資料3 LAC取扱件数の推移（東京）

(年度)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
東京三会	0	0	1	3	5	19	95
東京	—	—	—	—	—	—	—
第一東京	—	—	—	—	—	—	—
第二東京	—	—	—	—	—	—	—
(年度)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
東京三会	264	410	627	913	1,542	2,174	2,335
東京	—	—	320	495	869	1,160	1,203
第一東京	—	—	140	198	322	479	541
第二東京	—	—	167	220	351	535	591

※ LAC取扱件数には、“選任済み”（依頼者が自身で弁護士を選任した案件）の件数も含まれる。

※ 2013年度のLAC取扱件数は4月1日から2月末までの件数である。

*筆者作成

制度発足当初は旧ニッセイ同和だけでしたが、2006年ころより順調に協定損保会社等の件数が伸びはじめ、また協定損保会社が未協定の損害保険会社と合併することにより協定損保会社等が損保全体に占める市場の規模も拡大してきました。2012年度中の協定損保会社等（11社）による権利保護保険の販売件数は1978万575件に上ります。

このように協定損保会社等が増えたことにより、日弁連LACの取扱件数も順調に伸びています。特に2006年ころから大手損害保険会社が日弁連LACに参入したことを契機として件数が飛躍的に増大し、2011年度には1万件を超え（1万3526件）、2012年度は1万8116件、2013年度は2万件を突破しました（資料2参照）。

東京弁護士会におけるLAC取扱件数は、2010年度495件（東京三会913件）、2011年度869件（同1542件）、2012年度1160件（同2174件）とやはり

年々増加しています（資料3参照）。

件数が増加する理由として、協定損保会社数の増加のほかに、一般市民や弁護士の間においてもここ数年で権利保護保険の認知度がだいぶ高まり、活用度が高まったことも指摘できると思います。もっとも、協定損保会社等の2000万件に迫る権利保護保険販売件数と比較すると、日弁連LACの取扱件数の比率はまだまだ圧倒的に少ないと言わざるを得ません。

(4) LACの手続

① 弁護士紹介手続（資料4参照）

LACの案件は、われわれ弁護士のもとへはどのようにして依頼されるのでしょうか。

たとえば保険契約者が自動車事故などの被害に遭った場合、まず相談のために連絡を入れるのは損害保険会社あるいは日ごろつきあいのある代理店であることがほとんどであり、いきなり事故発生から間もなく

弁護士のもとに相談に来ることは稀であると思います。

協定損保会社等（これに限らず全ての損害保険会社に当てはまると思いますが）は端末で保険契約者の保険内容をすぐに確認することができ、事故被害の連絡を入れた保険契約者が権利保護保険に加入しているかどうかをチェックすることができます。

その上で協定損保会社等は、権利保護保険を利用できること、保険契約者に弁護士の知り合いがいなければ弁護士会を通じて弁護士の紹介を受けることができることをアナウンスします。

こうして協定損保会社等は保険契約者の権利保護保険を利用する意思や弁護士会を通じて弁護士の紹介を受ける希望の有無を確認し、日弁連に弁護士紹介依頼をかけ、日弁連は保険契約者が居住する地域の単位弁護士会に紹介依頼の連絡をします。各単位弁護士会での弁護士紹介手続（担当弁護士名簿の備え置きの有無、登録年数や研修の履修など名簿登録の要件、事件配点方法、保険契約者との相談に法律

相談センターを利用するかどうかなど）のあり方は各単位弁護士会に委ねられています。

弁護士紹介手続は以上のとおりですが、日弁連LACでは依頼者が弁護士紹介を受けるのではなく、知り合いの弁護士に依頼した場合でも、その依頼者が権利保護保険に加入していれば、LAC制度を使うことができます。日弁連LACではこれを選任済み案件などと呼んでいます。選任済み案件においても、後述するLACの書式を利用するものとし、また弁護士費用の算定については日弁連LACが定める保険金支払基準を尊重していただくことになります。

② LAC書式と直接請求

権利保護保険は保険ですから、保険契約者が弁護士費用等を担当弁護士に支払い、後に保険会社に費用の填補を請求するというのが本来のあり方です。

しかし、それでは保険契約者に現実には弁護士費用を支払わせる手間をかけることになり相当煩雑になる

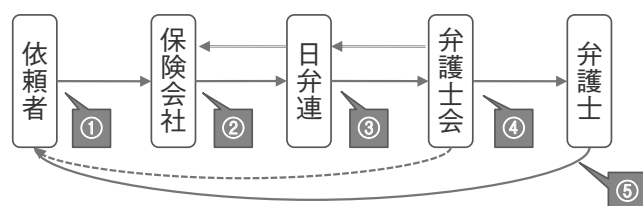
ので、日弁連LACでは担当弁護士が協定損保会社等に弁護士費用等を直接請求する方式を原則化しています（この場合は、弁護士費用に対し源泉徴収が適用されます）。

日弁連LACでは、権利保護保険の事件処理に関連し、法律相談カード、着手金・預り金等説明書、報酬金説明書（計算書）等の書式を用意し、担当弁護士に作成をお願いしていますが、いずれも協定損保会社等に対する直接請求が可能な形になっています。

なお、日弁連LACの書式について、書式が細かく作成しづらいというご意見を担当弁護士から受けることがあります。特に着手金説明書には経済的利益の基礎となる損害を

資料4

弁護士紹介の流れ



- ①保険会社への事故報告、弁護士費用特約の使用及び紹介依頼
- ②弁護士紹介依頼の入力・送信（オンラインシステム）
- ③弁護士紹介依頼の入力事項の補正、弁護士会への送付（オンラインシステム）
- ④担当弁護士決定、保険金支払い基準・書式等の送付、日弁連への回答
 - A: 弁護士会で法律相談の日程を調整して担当弁護士を決定する方法
 - B: 担当弁護士決定後、弁護士会事務局から依頼者に担当弁護士を通知し連絡してもらう方法
 - C: 担当弁護士決定後、担当弁護士から依頼者に直接連絡が入る方法
 - D: 担当弁護士決定後、弁護士会事務局と担当弁護士両方から依頼者に連絡が入る方法
- ⑤法律相談の実施、受任

*筆者作成

治療費、休業損害、慰謝料など費目ごとに金額を記載する必要があります。協定損保会社等が社内決裁を経て保険金を支払う仕組みである以上、経済的利益に関する記載などはたしかに詳細なものが求められますが、いずれの書式も法律相談センターにおける一般相談で用いられているものをベースにし、またチェック式を多く活用するなどして作成しやすい工夫を試みています。書式については日弁連のWEBサイトの中の会員ページからもダウンロードが可能です*。

③ 保険金支払基準

日弁連LACでは、協定損保会社等と協議の上、弁護士費用については日弁連LACが定める保険金支払基準によることを尊重するものとして定められています。

弁護士費用については、報酬規定が撤廃され、依頼者と弁護士が自由に定めることができるものとなりましたが、LACの場合、保険会社が弁護士費用を保険金として支払うものである以上、大量な保険上の事務処理を円滑なものにするために一定のものさしは必要となり、そのものさしとなるべき水準を日弁連LACと協定損保会社等が協議の上、策定しています。この保険金支払基準は弁護士会による旧報酬規定とほぼ同じ水準が維持されており、弁護士費用が過度に安く抑えられるという事態は回避できています。

したがって、担当弁護士が保険金支払基準を超える弁護士費用の約定を依頼者との間で結ぶことはもちろん自由ですが、保険金支払基準を超える部分については保険会社が支払うのではなく、依頼者の自己負担となる可能性がありますので、注意が必要です。

実は、この点の理解が担当弁護士において徹底さ

れていないために、協定損保会社等との間で弁護士費用の算定を巡るトラブルが発生することがあります。昨年、弁護士保険の事案で弁護士が損害保険会社に対し過大な請求を立て問題となった例が報道されたことをご存知の方も多数いらっしゃると思います。日弁連LACの調査の結果、報道されたのは協定損保会社等の事案ではないことが分かりましたが、今後の取扱いについて十分な注意が必要です。

保険金支払基準に関し、担当弁護士及び協定損保会社等からよく寄せられる問い合わせについては、Q & Aでまとめているので、合わせてご参照願います。

④ 物損事故処理のマニュアル

協定損保会社等の販売する権利保護保険のほとんどが自動車保険に付帯されるものであるため、LACの案件のほとんどは自動車事故紛争に関するものであり、その多くは物損事故に関する紛争です。

これをふまえ、日弁連LACでは「物損事故処理のマニュアル」を作成しました。物損事故処理に必要な知識が分かりやすく得られるよう、Q & A方式で論点を解説し、判例を多数紹介しています。また、損害費目の算定シートを設け、損害の算定をしやすいようにしています。この「物損事故処理のマニュアル」は手続マニュアルと書式集を合わせ、1冊のLACマニュアルとして担当弁護士に配布しています。

⑤ タイムチャージ

権利保護保険における弁護士紹介依頼件数が年々増加の一途をたどっていることは前述のとおりですが、そのほとんどは物損事故の中でも訴額が10万円にも

* https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki_manual/minji/hoken_lac.html

弁護士保険とは

ポイント① 自動車保険などの特約で契約することができ、依頼した弁護士の相談費用、示談交渉・訴訟などの費用が保険で補償されます。
(限度額がありますのでご注意ください)
※損害賠償請求に関するものに限りです。

ポイント② あなた自身が交通事故などで被害に遭ったときだけでなく、あなたの家族が被害に遭ったときも、弁護士保険が使えることがあります。
(契約されている保険会社等にお尋ねください。)

ポイント③ 弁護士の知り合いがいなときは、保険会社等を通じて、日本弁護士連合会・各地の弁護士会があなたの近くの弁護士をご紹介します。

たとえばこんな費用が対象となります

- ・弁護士に関する費用
- ・裁判所へおさめる費用
- ・鑑定に関する費用
- ・証人に関する費用

忘れていませんか？
[2014年4月版]
弁護士保険
権利保護保険

あなたの保険の特約を調べてみてください！
弁護士への相談費用や交渉などの報酬を保険から支払ってもらえます。
(損害賠償請求に関わるものに限りです)

*日弁連リーガル・アクセス・センターが作成・配布しているリーフレット「忘れていませんか？ 弁護士保険（権利保護保険）」

の場合、多少複雑な事案であって交渉から訴訟に移行したとしても30時間あれば解決に至るだろうという日弁連LACでの議論に基づいています。

担当弁護士にとって、訴額が10万円にも満たないような場合を除き、どのような事案でタイムチャージを選択するべきかは、悩みどころです。時間がかかるであろうことを見込んでタイムチャージを選択したところ、催告書の発送だけで回収できたため1時間を要しない程度で委任事務が終了したという見込み違いの例もあります（依頼者には大変喜ばれ、担当弁護士としても他の事案に時間を充てられるので歓迎すべきことのはずですが）。このような場合、一度タイムチャージで受任した以上は、着手金・報酬金方式に切り替えることは認められていませんのでご注意ください。

日弁連LACがタイムチャージを導入した趣旨は、少額事件でも担当弁護士に積極的に受任してもらいたいということにあります。訴額が5万円で着手から解決まで10時間を要した場合、着手金・報酬金方式ですと保険金支払基準では税抜きで着手金10万円と報酬金1万6000円になりますが、タイムチャージでは20万円の計算になります。ぜひタイムチャージ制を活用されたいところです。

タイムチャージを選択された場合は、処理した法律事務の日時と所要時間を執務内容報告書の書式に記載し、毎月協定損保会社等に提出していただく必要があります。毎月の報告をせず、まとめて協定損保会社等に請求したところ支払について協定損保会社等とトラブルになった例もありますのでご注意ください。

⑥ マニュアル等の改訂

日弁連LACでは、現在、書式、保険金支払基準とこれに関するQ & Aの改訂作業を進めています。主な改訂内容は、消費税率改正への対応ですが、これ

満たないような経済的利益の低い事故（少額事故）です。実際に簡易裁判所における少額物損事故に関する訴訟案件数は年々増えており、原告訴訟代理人が就任している割合も高くなっているというデータがあります。これは権利保護保険が認知され、普及した功績にほかならないと考えます。

多くの弁護士が経験することだと思いますが、依頼者の解決を求める意欲は強いもののその事件の経済的利益の低さと解決に要するコストとの兼ね合いで泣き寝入りを強いられる依頼者は少なからずいました。

LACの普及につれ、こうした少額事故もきちんと法廷の場で解決できるようになったのはよいことですが、自動車事故紛争の場合、事故当事者の感情的な対立や過失割合の調整の困難さゆえに少額だからといって決して担当弁護士の手間が軽くなるわけではなく、その上依頼者の納得する解決を勝ち取っても弁護士費用が少額に抑えられる結果、事件を引き受ける担当弁護士を確保することが困難な時期がありました。

そこで、日弁連LACでは、時間制報酬方式（タイムチャージ、1時間当たり税別2万円、上限の目安が1事件30時間で60万円）を導入し、訴額の多寡にかかわらず、委任契約の段階で、経済的利益に基づく着手金・報酬金方式か、時間制報酬方式かいずれを任意に選択することを可能にしました。ここでいう上限の目安が1事件30時間というのは、交通事故紛争

事故発生

弁護士に頼みたい！
…というときに弁護士保険に入っているか確認！

弁護士保険に入っていると…

保険会社に連絡
特約を確認

法律相談や事件を委任

事故等の解決！

※損害賠償請求に関わるものに限ります。
弁護士に依頼してかかった費用は
保険から支払ってもらえた！

弁護士の
知り合いがいなくても
日弁連・弁護士会が
近くの弁護士を紹介

弁護士保険が対象とする 主な事故・被害

相手の対応に納得できない！

以下の記載は、対象事故等の一例です。保険会社等
の取り扱う商品により補償の対象範囲・対象費用は異
なりますので、詳しくは保険会社等にお尋ねください。

自動車の事故
自動車で信号待ちをしていた
ところ、後続車に追突されて
ケガをしたとき

※ ケガなどに限らず、損害額が少額の物損事故で弁護士に依頼
した場合にも、弁護士の費用は保険から支払われます。

暴行等による被害
子どもが通っている学校で
一方的に暴力を振るわれ
ケガをしたとき

自転車の事故
歩行中、急に曲がってきた
自転車とぶつかって
ケガをしたとき

盗難の被害
バイクが盗まれ、部品が壊さ
れたとき（逮捕された犯人に
損害の賠償を求めたい）

弁護士保険に入っていないと…

弁護士の知り合いはいないので
自力で探すことに…

自力で交渉するのも大変…
弁護士は探せたものの、
費用は自己負担。

Check!

実は、特約として
保険に加入はしていたのに
確認を忘れていただけで
本当は保険が使えた可能性も…

*日弁連リーフレット
「忘れていませんか？
弁護士保険（権利保護保険）」より

まで必ずしも明文化されていなかった運用に関する点の明文化も検討し、7月施行を目指して準備中です。改訂が完了したときは、担当弁護士向けに改めて周知を徹底する予定です。

⑦ 東京弁護士会における紹介手続

弁護士の紹介手続は各单位弁護士会に委ねられています。

東京弁護士会では、弁護士紹介センターが担当窓口となり、担当弁護士の名簿を備え、名簿の順に事案を配点しています。

これまで名簿に登録される担当弁護士数は上限300名でしたが、件数の増加に伴い、登録者数を増やすこととなりました。

担当弁護士向けの研修もこれまでは年に1回の実施でしたが、担当弁護士の増加に合わせて研修回数も増やす方向で検討されています。

名簿の登録については、詳しくは東弁の法律相談課にある弁護士紹介センター窓口（TEL.03-3581-2206）にお問い合わせください。

また、2014年3月から、東京弁護士会のWEBに民事司法改革実現本部権利保護保険部会のページを設けました（<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/minjishihou/hoken/> 東弁WEBのTOPページ→東京弁護士会を知る→委員会紹介→民事司法改革実現

本部→弁護士保険）。権利保護保険の制度の説明やリーフレットなどを閲覧でき、また日弁連WEB上のLACページにリンクされていますので、ぜひご活用ください。

(5) 意外な成功事例

LACの案件は自動車事故紛争がほとんどですが、協定損保会社等の中には日常被害事故に関する弁護士費用を対象としているものもあります。

実際に日弁連LACで扱った例としては次のようなものがあげられます。

- ① 歩行者が自転車に衝突され転倒し、負傷した。自転車運転手に対し、負傷に基づく損害賠償請求を行う際に、権利保護保険を利用し、弁護士会から弁護士の紹介を受けた。
- ② アパートの上階の部屋の漏水により家財が損傷した。上階の居住者に損害賠償請求を行う際に、権利保護保険を利用し、弁護士会から弁護士の紹介を受けた。

これら①と②は日常被害事故に関し権利保護保険を活用して、依頼者に費用負担を強いることなく、弁護士が受任の上事案を解決できたというものです。日常被害事故の例としては、ほかに、飲食店で他人に絡まれ暴行被害を受けた、路上で他人の飼い犬に噛みつかれ負傷した、などの不法行為事案があります。

また、選任済み案件に関するものとして次のような例があります。

- ③ 運送業者に衣類の配送を依頼したところ、運送業者の過失により衣類が破損した。知り合いの弁護士に相談したが、弁護士が権利保護保険の利用を示唆したため、自身が加入する火災保険の保険証券を確認した結果、権利保護保険を利用できることが分かったので、同弁護士に依頼し解決してもらった。

相談者は自動車保険、火災保険など何らかの保険に加入していることが多く、弁護士費用担保特約が付帯されていることもありますが、依頼者自身がそのことを失念して、保険が使えるのに弁護士費用を自己負担してしまうというおそれがあります。

こうした危険を回避するためにも、③の事例のように、弁護士が法律相談の際に相談者に対し保険加入の有無、保険の対象範囲を確認することによって、権利保護保険が利用できるのではないかと確認することが重要です。保険対象範囲、特に日常被害事故までカバーされるのかについては、保険会社の商品により異なりますので、保険会社に確認するようにしてください。

また、弁護士会が主催する法律相談センターにおける法律相談においても、相談カードに権利保護保険加入の有無をチェックできる欄を設けるなどして、相談者が権利保護保険が使えるのかどうかを確認できる体制を整えることが有益ではないかと考えます。

4 権利保護保険の課題と将来像

(1) 現状の問題点

権利保護保険で主に問題となるのは、弁護士費用の適正化です。

たしかに、弁護士費用は依頼者との自由な合意によることとされましたが、LACの定める保険金支払基準を度外視して、不当に高額ではないかと思われる費用を協定損保会社等に請求する例が散見されます。

具体的には以下のような事例が日弁連LACに報告されています。

- ① 自動車事故紛争の人身被害に関し、法律相談前に既に依頼者に支払われている治療費等の既払金、つまり弁護士の委任事務とは関係なく獲得された利益を弁護士費用の算定の基礎となる経済的利益に含めて請求する。悩ましいのは、人身損害の事案における自賠責保険支払可能部分の取扱です。人身損害の事案の場合、加害者に対する損害賠償に先行し、あるいは並行して自賠責保険に請求することで、被害者に重大な過失があるなど損害賠償請求権の存否に争いがある場合を除いて、比較的簡易に一定額の損害填補を受けることができます。日弁連LACは、自賠責保険から支払が可能な部分がある場合は、その部分については着手金や報酬金の算定の基礎となる経済的利益に含めずに、手数料として算定する必要があるという考えに立っていますが、担当弁護士が自賠責保険支払可能部分も経済的利益に含めて弁護士費用を請求したため、協定損保会社等との間でトラブルになっている例があります。
- ② タイムチャージについても、チャージの対象とする法律事務と時間が見合っていないのではないかとという観点から、協定損保会社等が請求内容を疑問視する例があります。

日弁連LACでは、タイムチャージに関する指針を策定し、請求内容の適正化に努めています。指針においては、チャージの対象とできるのは弁護士の法律事務のみであり、弁護士でなくともできる単

純な事務作業（たとえば事務職員による資料のコピーや、郵便局などへの使い等）は含まないこととされていますので注意が必要です。

疑問視される請求の背景に、請求先が資金力のある保険会社なのだから支払に問題がないだろう、という考え方があるのであればそれは問題です。本来は依頼者が負担するものを保険会社が填補するにすぎません。LACの保険金支払基準を超える範囲については、依頼者の自己負担となる可能性が高いということを念頭におかなければなりません。

その一方で、担当弁護士の請求は合理性があると思われるが、見解の相違から保険会社が支払を拒むという事例もあります。日弁連LACは協定損保会社等と定期的な意見交換を行い、保険金支払基準の考え方について各社毎にばらつきが生じないよう見解の統一に努めています。まれにこのようなことが報告されています。

担当弁護士と保険会社間の弁護士費用に関する見解の相違については、日弁連LACが双方から事情を聴き、解決を促すなどして事実上あっせんのような作業をしていますが、将来的には紛争処理機関を設立し、第三者機関での公正な解決を図ることを実現させる必要があります。

権利保護保険における弁護士費用の適正化は制度の健全な発展に不可欠の要素です。協定損保会社等の理解と協力がなければ成り立ち得ない制度であることを認識しておく必要があります。

(2) 権利保護保険の将来像

日弁連LACでは、権利保護保険が広く普及するドイツをはじめとする西欧諸国を視察し、各国の権利保護保険の実情を調査し、その成果を弁護士業務改革シンポジウムなどの場で発表しました（各国の制度

の詳細は第17回及び第18回の業革シンポ報告書をご参照ください（http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/event/gyoukaku_sympo.html）日弁連WEBのTOPページ→日弁連／弁護士について→日弁連の総会・人権大会・その他主な行事→過去の弁護士業務改革シンポジウム）。

各国に共通するポイントとして、権利保護保険が自動車事故紛争に限られるものではなく、労働事件や債権回収、あるいは行政事件等まで幅広い法分野をカバーするものであること、権利保護保険に関する紛争についてはオンブズマンなどの中立公正な解決機関が機能していること、弁護士・保険会社ともに質の高いサービスを提供するための努力をしていること、があげられます。

その点、日本では権利保護保険の対象範囲が狭く、活用率も低いと言わざるを得ません。

民事司法改革実現本部権利保護保険部会では、2014年3月3日、シンポジウムを開催し、先だって会員向けに行われた権利保護保険に関する意識調査の結果を報告しました。多くの方々が権利保護保険はさらに拡大されるべきであるとのご意見を持っておられることが分かりました。

近時、日本でも、付帯ではなく単独商品として、さらに一般民事事件を広くカバーする商品としての弁護士保険が販売されるようになりました。こうした新商品の動向に十分注意を向ける必要があります。

権利保護保険が拡大した場合、弁護士会内での紹介手続や事務局の体制をどのように構築するか、担当弁護士名簿をどのように策定するか、担当弁護士の研修をどのように持つべきか、など課題は山ほどありますが、権利保護保険の拡大は歓迎されるべきことであり、健全な普及と発展に向けてさらに研究を進め、また保険会社との連携を保つべきであると考えます。



ザ・クロマニオンズ 左から小林勝 (B), 甲本ヒロト (Vo), 真島昌利 (G), 桐田勝治 (Dr)

ミュージシャン 甲本ヒロトさん 真島昌利さん

今月号のインタビューは、ミュージシャンの甲本ヒロトさんと真島昌利さんです。ヴォーカリストの甲本さんと、ギタリストのマーシーこと真島さんは、1985年に「ザ・ブルーハーツ」を結成、1995年からは「ザ・ハイロウズ」として、そして現在は2006年より「ザ・クロマニオンズ」として精力的に活動されています。約30年もの長きにわたって第一線で活躍中のお二人に、名曲「リンダリンダ」の誕生秘話から「クロマニオンズ」の命名の由来まで、これまでのロックンロール人生をお聞きしてきました。

(聞き手・構成：西岡 毅)

ロックンロールとの出会いについて

—— まずは、お二人のロックンロールとの出会いについてお聞きしたいと思います。甲本さんは、中学1年生のとき、ラジオでマンフレッド・マンを聴いたのが音楽との出会いとお聞きました。

甲本：そう、とにかく聴いてびっくりしたんだ。それまでは音楽に興味がなかったので、その音楽に感動しているか分かるまで時間がかかったんだよね。音楽に感動するわけがないと思ってたから。でも他に原因が見当たらなかったんだ。目の前に畳があって、畳をかきむしってみたけど畳に感動するわけもないから、やっと音楽に感動したことに気付いたんだ。

—— そんなに唐突な出会いだったんですね。真島さんの

場合は、ビートルズのレコードを知り合いに聴かせてもらったんですね。懐かしいお話かと思いますけど。

真島：そうさのう…、あれは寒い日のことじゃった。

—— 40年くらい前ですかね (笑)。

真島：友達の家遊びに行ったら友達がレコードを聴いていて。ビートルズって格好いいから聴いてみなよって言われて聴いてみたんだよね。音楽が格好いいと思ったことは今まで一度もなくて、それまでは野球や零戦とかが格好いいと思ってたんだけど、ビートルズの「Twist and Shout」という曲でしびれたんだよね。ビーンと。

—— ビーンときたんですね。たしか日本の編集盤で曲順が違ったんですね。

真島：そう、詳しいね (笑)。「ステレオ！これがビー

トルズ ボリューム1」っていうアルバム。

——その体験の後、お二人はロックンロールに傾倒されるわけですか。

甲本：そうだね。

真島：自分はすぐギターを買いに行ったね。

——甲本さんはバンドを始めるまでに時間が空いたんですよね。

甲本：はい、僕はまさか自分がバンドをやるとは思っていなかったんでびっくりで。聴いて気持ち良かったので、そのまま聴き続けようと思ったんだ。聴かせる側に回ろうとは思ってなかった。

——友人からのお誘いがきっかけで、バンドをやる側にしようと思ったんですか。

甲本：でも実は意識変革はあったんだよ。パンクロックを聴いたときに自分がそちらに回るヴィジョンというか、可能性が見えたんだよね。あの時のパンクロック全般の空気というか、雰囲気というか。パンクロックというけど、あれは、僕らの世代、1977年型のロックンロールなんだ。たまたまりアルタイムで感じられたのが大きかったんだと思う。

——私事ですが、私の場合、1980年代の中学生の頃にお二人の歌を聴いて感動してバンドを始めたんですが、ある記事でお二人がラモーンズの「電撃バップ」という曲を真島さんの誕生日のために演奏したと読んで、それからラモーンズを聴き始めて、ラモーンズの曲名からバンド名を取って「ピンヘッド」というバンドをやっていたんです。それが私のロックンロール体験ということになります。

甲本：そうかあ、なかなかの経歴の持ち主だね。

——そういった中で、この前、お二人がクロマニヨンズとして清涼飲料水のCMで「電撃バップ」をカバーされているのを見て、自分の音楽人生が一周したなと思って…。すみません、自分の語りが長くなりました。

甲本：いやいや、面白いのでどんどん語って（笑）。

——ありがとうございます（笑）。お話を戻すと、当時、音楽情報はあまりないと思うんですが、どうやって新しい音楽に出会われたんですか。

甲本：僕はライナーノーツ。国内盤には必ず説明書きみたいに入ってる。あとはロック雑誌を読んだり、ラジオを聴いたり。

——今のようにインターネットで探すこともできないでしょうから、音楽探しは手探りでしたか。

甲本：そうだね。あとはジャケ買い（*アルバムのジャケットだけを見て買うこと）。でも、当時は1枚2,500円もしたので中学生には勇気が必要だった。買ったものは何とか失敗と思わないように、好きになろうと思って一生懸命聴いたりして。

真島：僕はビートルズ好きの友人が周りにいたので、ビートルズが好きになって色々知りたくなって。ビートルズの本を読んでいると色々と別のバンドの名前が出てくるんだよね。

——今はインターネットですぐ映像が見られますが、当時は映像を見る機会もあまりなかったんでしょうか。

甲本：（しみじみと）なかったねえ。フィルムコンサートとかあったぐらいで。

真島：動くロックの人を見られることがなかったからね。

甲本：テレビでエレキギターを持っている人が出てるだけで見てたよ。

真島：そうそう。ギターを持ったらジャンルは何でもよくて。指づかいを見てた。

——ファッションの真似はしてましたか。

真島：自分で服を作ったりしたよ。今はさ、専門店に行けばパンクセッソー式って買えるでしょ。当時はそういうお店がなかったから自分でスプレー買って安全ピンをつけてね。だっさいよ（笑）。今見たらすごいだっさい格好で、格好つけて街を歩いてたなあ。

——そういう格好で歩いている人ってあまりいなかったんでしょうね。

甲本：全然いなかったなあ。おかしい人だと思われてた（笑）。

真島：ロック聴いてた人はいたけど、パンクは流行ってなかったんだよね。

甲本：パンク聴いてるっていうと馬鹿にされたもんね。

真島：うん。同じロック好きな人からも馬鹿にされたな。

甲本：あんなもんよく小遣いで買うよねって言われてた。ゲテモノ扱い。

——「ピストルズ」とか「クラッシュ」とか「ダムド」とかの著名なパンクバンドも流行ってなかったんですか。

甲本：「ダムド」とか誰も知らなかったもん。

真島：音楽雑誌にも「ダムネッド」って書いてあった。
——確かに「ダムド」は綴りが「The Damned」なので
そう読めますね（笑）。ところで、当時、英語の歌詞はどう
いう風に理解していたんですか。

甲本：最初聴いたときは歌詞なんてどうでも良かった
んだよ。

真島：当時は訳がついてたけど、その正確さなんて
「ダムネッド」で推して知るべし（笑）。

甲本：僕は英語の歌詞をしっかり理解してたわけじ
ゃない。

——先ほどのファッションの話に戻りますが、当時の甲本
さんは、革ジャンを裸で着てライブをやって洗濯機で洗っ
ていたという記事を読んだことがあるのですが。

甲本：うん、コインランドリーで丸々洗ってた。あの頃
の革ジャンは今でも持ってるよ。バリバリの紙みたいにな
ってる（笑）。

——ちなみに今はステージ衣装ってあるんですか。

真島：一応はあるよ。ステージ衣装で街を歩いていた
ら大変なことになるので。

甲本：そんなにたいしたものじゃないけど。でも、僕は
ステージでTシャツ履いたりするんだけど（*上半身用の
Tシャツを下半身に着るということ）、博多の街中でTシャツ
を履いてる子どもを見かけたなあ。僕は人からああいう
風に見られてるんだと分かった（笑）。

二人の出会いについて

——次はお二人の出会いについてお聞きしたいと思います。

甲本さんはコーツ、真島さんはブレイカーズというバンドを
組まれていたところ、それぞれが解散して、一緒にバンドを
始めたんですね。

甲本：当時住みついてた工場跡で一緒に激しく飲んで
たら、マーシーがバンドやろうと言ったんだ。僕はブレ
イカーズが解散したことを知らなかったのが最初冗談
かと思って。セッションはそれまでにもしてたんだけど、
ブレイカーズが解散したという話を聞いて、じわじわと、
この人は本気なのかと思った。

——お二人がバンドを結成した直後に、テレビを見てる甲
本さんに怒って真島さんがテレビを捨てたという有名な話

があるんですが、真相はいかがですか。

甲本：本当の話だからなあ（笑）。見てる最中にブチッ
とコードを抜かれて。

真島：（笑）。ミーティングをやろうという話だったんだ
よね。バンドを始めるにあたってどういうことをやりた
いのかといった意思確認をしようと。それなのに「ちょ
っと待って、この番組が終わってから」っていうもんだ
から。バッテンロボ丸って番組（笑）。

甲本：面白いんだよ、バッテンロボ丸（笑）。当時、
自分のバンドを解散した後に自暴自棄な時期があって
投げやりで。あと、マーシーが言うバンドというものを
どこまで真剣に受け止めてるかというのがあやふやな時
期でもあったから。でも、一番の理由はバッテンロボ丸
がめちゃくちゃ面白かったから（笑）。

——（笑）。それで、見ている最中にブチッとコードを抜か
れてケンカにならなかったんですか。

甲本：僕に対してそこまで真剣に怒る人を見たことが
なかったので、真剣なんだ、本気なんだというのが、
その瞬間、何も言わなくても分かったんだよ。

——テレビを撤去した後はバンドについて話し合いをした
んですか。

真島：その後の記憶はないなあ。

甲本：うん、その後の記憶はないけど、その夜に曲を
作ったことは覚えてる。

——何の曲か覚えてますか。

甲本：「リンダリンダ」と「ブルーハーツのテーマ」。
バンドを始めるにあたって、今日は悪いことしたなあと思
って、勢いつくような曲をね。バンドのためになるよう
な曲が何かないかなと。

——その2曲ができたというのはいつ真島さんに伝えたん
ですか。

甲本：次の日だよ。『できた！できた！』ってね。

——曲はどうやって伝えるんですか。デモテープとか作っ
てないですね。

甲本：ヘッタクソのギターとアカペラで。

——歌詞も完成してるんですか。

甲本：もちろん、もちろん。メロディーだけではなく、
歌詞だけでもなく、「歌」の形。例えばさ、「チーチー
パッパ チーパッパ 雀の学校の先生は〜」（*音程付き

で歌う) ってあるでしょ。これは歌でしょ。でも、ただの歌詞の朗読だと、これは歌じゃないでしょ。僕の場合は、ちゃんと「歌」にしてから。

—— 真島さんは、最初に「リンダリンダ」を聴いたときのことは覚えていますか。

真島：覚えてない (笑)。

—— 私は当時、ブルーハーツを浴びるように聴いていたとき、あまり深くは歌詞の意味を考えてませんでした。それが最近、ふと「リンダって誰？」と思ったりしたんですが、どういう意味なんでしょうか。

甲本：僕も分からない。答えとか元々ないんだよ。だから、リンダリンダって歌詞カードには書いてないでしょ。登録もしてないから自由に歌っていいんだよ。

—— お二人はそれぞれ曲を作ってますが、お互いが作った歌詞の意味を尋ねたりしますか。

真島：聞かないね。

甲本：僕も聞かない。

—— 甲本さんの場合、真島さん作の曲を歌うことも多いわけですね。人が作った歌を歌うのはどんな気持ちでしたか。

甲本：僕はコピーバンドをやったことがなかったんで、ずっと自分で作った歌しか歌ったことがなかったんだ。それが、マーシーの曲を歌うことになったのは、マーシーがやっていたブレイカーズの曲が好きだったから。でも実際に歌ってみると、最初は慣れないんだよね、人の歌を歌うのは。夜中に出かけては、マーシーの曲を大きな声で歌って散歩したりしてたよ。自分のものにしようと思って。

—— なるほど、そうなんですね。そうやってバンドを始めるにあたり、真島さんのブレイカーズの曲はやらずに甲本さんのやっていたコーツの曲はやろうということになったとお聞きしましたが。

甲本：僕はコーツ時代の曲もやりたくなかったんだ。

—— 真島さんが説得したんですか。

真島：単純にいい歌だったからね。

—— どんな曲でしたか。

二人：「人にやさしく」、「NO NO NO」、「ロマンチック」とか。結構あったね。

—— ブレイカーズ時代の曲はその後、発表されてないんですか。

真島：それは形を変えて出てきてたりはするよ。レコードを作るってゼロから曲を作るわけじゃなくてさ。長い曲だと40年かかってできましたって曲もあるわけで。自分の中にメロディと言葉がずっとあったりして。

—— そういった出会いから30年くらい経つと思いますが、お二人は家族みたいな関係なんでしょうか。プライベートでも仲が良いとお聞きしますが。

甲本：分からないな…。自分だけ分かってなくて、マーシーだけ分かってるってこともないと思う (笑)。

真島：(笑)。

—— お二人はケンカをすることはありますか。

甲本：細かいしょうもないケンカはあるよ。

真島：ケンカというより意見の相違かな。口喧嘩はしないね。取っ組み合いのケンカはなおさらしない (笑)。

甲本：ロックンロールという大きなものがあるので、他は細かい瑣末なものなんだ。

メジャーデビュー後の音楽活動について

—— ブルーハーツが1985年から、ハイロウズが1995年からと、それぞれ10年ほど一緒にバンドをされて、さらに2006年にはクロマニオンズを結成されていますが、自分たちの過去のバンドの作品を振り返って聴くことはありますか。

二人：ないねえ。

—— 現在のバンドのクロマニオンズのアルバムを聴くことはありますか。

真島：聴くとしたら、ツアー前に曲全体の感じを思い起こすために聴くくらい。

甲本：セルフコピーするんだよね。

—— ブルーハーツやハイロウズの昔の曲をステージでやることはないですか。

甲本：ないね。新曲をやりたい。

—— お二人はどうやって歌を作るんですか。

甲本：色々だけど、基本は何も持たずに鼻歌で作る。でも、ある段階から急にギターを持って仕上げたり。本当に適当。作ったというのか、できたというのか…。

真島：僕もギターを持ってないときもあるし。曲を作ろうというカタがないから。だいたい寝る前の眠いときに思いつくんだよね。そこでこのまま寝ちゃうかカセット

に吹き込むか葛藤がある。でも、だいたい寝ちゃって、結局、寝るとすっかり忘れちゃう（笑）。

——歌詞帳に書いたりはするんですか。

甲本：僕は書かない。

真島：僕は書き留める。そうしないと忘れちゃうから。最近、特にその傾向が強い（笑）。

——真島さんの場合、自分で歌う曲と甲本さんに歌ってもらう曲とで、曲の書き方が変わったりするんですか。

真島：それはないね。歌を作るときは誰が歌うというのは関係ないなあ。自分で歌うのは何となく決まるわけで、何となく「オレ歌うわ」っていう感じで。

——お二人は、2006年からは、クロマニオンズというバンドを結成されています。バンド名の由来ですが、お二人がバンド名について相談されている時、甲本さんが「クロマニオンズ」と言ったところ、真島さんがポケットから紙を出したら、その紙に「クロマニオンズ」と書いてあったというのは本当ですか。

甲本：よく手品であるじゃない。でも、僕らしかその場にいなかったけど、これは本当に起こったことなんだ。

真島：イリュージョン（笑）。

——（笑）。2006年にクロマニオンズを結成されてるので8年経ってることになりますが、アルバムも年に1枚程度出されてますね。普段の生活はライブの後に曲を作ってレコーディングしてということですか。

甲本：そうだね。ツアーが終わって2週間たったらスタジオ入ってる。

——レコーディングのときに曲を持ち寄るということなんですけど、シングル曲はどうやって決めるんですか。

真島：他人任せだね。

甲本：だって全部の曲がいいんだよ。アルバムを代表する曲があるわけじゃない。

——私事ですが、私は、司法試験に合格した時、ある科目が合格基準点ギリギリだったんです。そのときに、丁度発売されていたクロマニオンズのシングル曲が「ギリギリガガンガン」だったんです。あの歌は、今日は最高の気分だっていう歌詞じゃないですか。もしかして、あれは司法試験に合格した私のために書いてくれたのかと。

真島：あなたのために、あなただけのために書いた（笑）。

——良かった、それを確認したかったんです（笑）。次に

ツアーについてなんですが、フェスと単独ライブの違いはありますか。

真島：ステージに出てライブパフォーマンスすることはどこでも一緒だね。

——3つのバンドを経て、ライブのやり方は変わってきていますか。

真島：毎回ステージの前にトイレに行くというのは変わらない。

甲本：行けないと気持ち悪いんだよな（笑）。

——ステージを長年こなしているのに、ライブの時に緊張することはないでしょうか。

真島：毎回緊張するよ。緊張するからトイレに行くんだよね（笑）。

——30年もライブをやっている、それでも緊張されるんですね。

甲本：人がいっぱいいるところに行くだけでも緊張するよ。あんなところに出て行ってさ。でも、ライブがとびきり緊張するのは、やっぱり好きだから、大切だからじゃないかな。浅田真央ちゃんがトリプルアクセル飛ぶのと同じじゃないかな。「決めてやるぞっ」というのがどこかにあるんじゃないかな（笑）。

——それだけ真剣でいらっしゃるんですね。ステージの前にお酒は飲まないですか。

甲本：僕は飲まない。

真島：僕はそのうち飲みそうな予感がある（笑）。二日酔いというのも前はたまにあったけど、学習したから今はない。

——ライブ終わってご飯食べに行かれたりしますか。

甲本：うん、楽しいよ～（笑）。

——どんな話をされるんですか。

甲本：あまり音楽やツアーの話にはならなくて、基本は馬鹿話。

真島：ステージで転んだとか曲順間違えたっていう突っ込みはあるけど。

甲本：曲順を間違えるのは僕だ。でっかい声で「次の曲は〇〇でーす」って叫んだら違ってて（笑）。

真島：他のメンバーは大爆笑。

甲本：そんなときは、お客さんに説明して前の曲のエンディングまで戻してやり直す（笑）。



ゼロから作るわけじゃなくてさ、40年かかってできましたって曲もあるわけで。自分の中にメロディと言葉がずっとあったりして。 真島昌利

ライブがとびきり緊張するのは、やっぱり好きだから、大切だからじゃないかな。「決めてやるぞっ」というのがどこかにあるんじゃないかな。 甲本ヒロト

プライベートについて

——レコーディングやライブがないときも二人で会ったりされているんですか。

甲本：一緒にレコード店巡りはやってるよ。本当楽しいんだよね。

——まとめて大人買いされるんですか。

甲本：うん、たくさん買うこともたまにあるね。それだけ欲しいものがあつた、欲しいものにたくさん出会えたってことは、幸せなことなんだよ。

——レコードの帯や内袋もとってありますか。

甲本：うん。帯はうたい文句がいいんだよ。昔は激しいことが書いてあつた。

真島：例えば、ジャム（*ポール・ウェラーがヴォーカルを務めるバンド）の1stアルバムの宣伝文句は、「ニューウェーブはギリギリの線で勝負をかける男のロック。」

だった（笑）。

——カッコいいですね（笑）。ポール・ウェラーと言えば、私は、フジロックのために来日したポール・ウェラーを空港で見かけて、話しかけたらいきなりハグされまして。記念写真を撮らせてもらってお別れしたんですが、写真を確認したら綺麗に写ってなくて。失礼とは思いつつ、もう一度追いかけて、思い切って再度の撮影をお願いしたら快諾していただけたというのが印象的でした。

甲本：ギリギリの線で勝負をかけた男の写真だ（笑）。

——（笑）。ところで、お二人は運動されたりはしていますか。

二人：運動してないね。

——ミック・ジャガーとかですと、来日時に皇居の周りを走ったなんてニュースがありました。

甲本：うん、彼はすごいよ。僕もそのうち走ろうかな。

——お二人は、食事は気をつけていらっしゃいますか。

二人：特に気をつけてないね。

——真島さんはカレーがお好きなんですよ。25年ぐらい前に、地方のレコード店で真島さんがアコースティックギターの弾き語りをされたのを私は観に行っていたことがあるんです。そのとき司会者が無茶ぶりで真島さんにダジャレを披露するよう迫ったんですが、真島さんは「カレーはかわいい（*辛い）」とおっしゃっていました（笑）。

真島：覚えてない（笑）。それは、今、すぐに、忘れて（笑）。

——年齢を意識することはありますか。

真島：誕生日のときぐらいかな。ケーキの上に何歳っていう数字がたってる。

甲本：ロウソクを一本ずつ刺すとすごいことになるから数字なんだよ。

——年をとって良かったとか悪かったとかってこともないですか。

真島：映画が割引になるところとか。あとは、そのうち都バスがただになるから楽しみかな。

甲本：美術館も安くなったりするんだよね。嬉しいなあ。

弁護士、弁護士会について

——（笑）。最後の話題として、弁護士会から来ているので法律関連のことも聞かせてください。パンクロックというと、ルールを破るというか、法律の対立概念のようなイメージもありますが、その辺りいかがでしょうか。パンクバンドのクラッシュの曲には「I Fought The Law」（*法律と戦った）なんて歌もありました。

甲本：パンクロックと法律かあ、その答えは難しいなあ（笑）。ちなみにあれはクラッシュの曲じゃないから。

真島：うん、カバー曲だね。

——失礼しました（笑）。でも、やっぱり弁護士会というあまり馴染みがないでしょうか。

真島：そうだね、弁護士会っていうのは弁護士になったら入る必要があるのかな。

——そうなんです。必ずどこかの弁護士会に入らなければいけないです。

甲本：じゃあ、「ブラック・ジャック」みたいなのはいないんだね。

——それは非弁と言いまして、取り締まりの対象です。弁護士のイメージといういかがですか。

甲本：とりあえずお勉強できるっていうイメージはあるね（笑）。弁護士会の中で、弁護士同士のやり合いというものもあるの？

——はい、色々な弁護士が集まっていますので、どうしても意見の相違はあります。会としてそれをまとめるのは大変です。

真島：弁護士のやり取りはすごそうだね。今の発言は脅迫だぞとか（笑）。

甲本：でも、やり取りの中で真実が見えてくるんでしょ。ディベートの世界だ。

——今日は、せっかくですので、弁護士会という存在を覚えておいてください。

甲本：今後、弁護士にお世話になることもあるかもしれないので。逮捕されたら、どんどん弁護していただいて。

真島：僕らのやること、全てを弁護してもらおう。

——もちろんです。弁護士は依頼者の味方なので、全力でやらせていただきます。最後に、今日は東弁のグッズをお持ちしましたので、是非ともお使いください。マグネットやペンがあるんですよ。これが東京弁護士会のロゴなんです。全て非売品です。

甲本：おお～、いいじゃないか。シンプルで良いね。

真島：やったー。レアなグッズだ。可愛い。

——ありがとうございます。本日は、長い時間、本当にありがとうございました。

プロフィール ザ・クロマニヨンズ

甲本ヒロト（Vo）と真島昌利（G）を中心に結成。小林勝（B）と桐田勝治（Dr）を加えた4人組で2006年9月、デビューシングル「タリホー」を発表する。その後もリリースを重ねながら年間を通してコンスタントにツアーを敢行。数々のフェスにも出演し、ロックファンを熱狂させ続けている。2014年4月9日、バンド初のシングル・コレクション「13 PEBBLES ～ Single Collection～」の発売を皮切りに、5月14日「20 FLAKES ～ Coupling Collection～」、6月25日「16 NUGGETS ～ Music Video Collection～」をリリース、その後8月6日にNEW SINGLE、9月24日にはNEW ALBUMをリリースする予定。

集団的自衛権行使容認に反対する 5・3街宣活動

日弁連憲法問題対策本部副本部長・東弁憲法問題対策センター委員 小林 七郎 (36期)

5月中にも安保法制懇の報告が予定され、これを受けて内閣は今国会中にも集団的自衛権行使容認を閣議決定をしようとしている情勢をふまえ、東京弁護士会は憲法記念日の5月3日に有楽町交通会館前で、午前11時から12時までの間、集団的自衛権行使容認に反対する街頭宣伝活動に取り組むことを日弁連、一弁、二弁に呼びかけた。急な提案ではあったが、日弁連、一弁、二弁とも素早く共催を決定し、四会での取り組みが実現した（編集部注：安保法制懇の報告書は5月15日に提出された。なお、街宣活動は5月24日にも行った）。

5月3日当日は、天候にも恵まれ、晴天の下で総勢80人を超える弁護士が集合し、四会の弁護士がそれぞれのたすきや腕章を着けて、日弁連が作った「集団的自衛権。それは、外国のために戦争をすること。」と題するパンフレットを配布した。パンフレットは約2200枚を撒いた。同時に、街宣車は借りることはできなかったが、踏み台を用意し、弁士はその上に上がって市民に訴えかけた。街宣効果は十分得ることができたと思う。

80人を超える数の弁護士が、それぞれ四会のたすきをかけてパンフレットを配布する光景はインパクトが強く、絵になるものであった。今回はマスコミへの働きかけはしなかったが、こうした取り組みが報道されることが望ましいことは言うまでもない。マスコミ対策は今後の課題の1つである。

以下に各弁士の訴えの要旨を紹介する。

●高中正彦・東弁会長

わが国の憲法は太平洋戦争に対する深い反省から「政府の行為により再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して」確定され、今年で施行67年を迎えました。ところが第二次安倍内閣になってから、突然閣議決定によって集団的自衛権行使を容認するなど

言い出しました。今まで集団的自衛権の行使などということはほとんど問題にもされてこなかったし、政府見解もこれを否定してきました。全く寝耳に水の話です。

集団的自衛権の行使を認めることは憲法の恒久平和主義に反し、それを閣議決定で容認するということは明らかに立憲主義にも反するものです。このようなことは理論的にも到底認められることではありません。絶対にこれを阻止すべく反対の声をあげていきましょう。

●神 洋明・一弁会長

日本国憲法前文には「日本国民は…政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。

前文は先の大戦の惨禍から、恒久平和主義を憲法の基本原則として定めています。集団的自衛権行使を容認することは、この恒久平和主義に反するものです。このような憲法解釈の変更を内閣だけで行うことは立憲主義にも反するものです。施行67年を迎え、解釈による憲法の変更を許さない、その意思を確認しましょう。

●山田秀雄・二弁会長

わが国の憲法が制定されてから69年が経過しました。これだけの長い期間、日本が戦争に巻き込まれず平和が続いたことになります。

平和は空気のようなものです。普段はありがたみを感じないが、ないと死んでしまう。平和は一度失ってしまったら取り返しがつきません。そのことは第二次世界大戦の経験からも明らかです。

憲法9条は悲惨な第二次世界大戦に対する反省から、徹底した恒久平和主義を定めたものであり、その価値は



普遍的なものです。私達は若い人達のために平和を維持し、守っていかなければなりません。

ご通行中の皆さんには、ぜひパンフレットを受け取って頂き、これを見て頂いて現在の危険な状況を理解して下さい。

●山岸良太・日弁連憲法問題対策本部本部長代行

わが国憲法は、今、大きな危機を迎えています。1つは立憲主義の危機です。政府は解釈によって集团的自衛権の行使を容認しようとしています。政府による解釈改憲は、立憲主義自体を否定するもので許されません。

もう1つは恒久平和主義の危機です。憲法前文の平和的生存権や9条の戦争放棄は、二度と戦争の惨禍を生じさせないという憲法の基本原理で、国会の多数決でも変更できないものです。殴られたら殴り返せばいいのか。それでは大戦争になってしまう。憲法の平和主義は、自分の国が殴りかかられても殴り返すのではなく、外交その他の平和的な方法で紛争を解決することです。

アジアでは緊張が高まっています。集团的自衛権とは、自分が殴られてもいないのに殴りに行くことです。わが国がこれを認めれば、アジアの緊張を高めかねない大問題です。憲法9条をノーベル平和賞にという動きもある中で「平和の国日本」のブランドを捨てることになります。今こそ、9条を守っていかなければなりません。憲法記念日を機に、憲法と平和のことを考えましょう。ぜひパンフレットを受け取ってお読み下さい。

●中本源太郎・東弁憲法問題対策センター委員長代行、
 栗原周成・同副委員長、菅芳郎・同副委員長、杉山真一・
 二弁副会長、上柳敏郎・日弁連憲法問題対策本部事務局
 長からも訴えがなされたが、紙面の関係で骨子だけに
 とどめる。

* 集团的自衛権というのは他国と一緒にって相手国と戦うことだ。相手国は日本を敵国とみなすことにな

る。その結果、日本が戦争に巻き込まれる恐れがある。また、今までの集团的自衛権行使の例を見ると自衛の名で行われているが、それが正しいかどうか。「積極的平和主義」とは実態は積極的戦争主義であり、言葉のまやかしかだ。武器輸出三原則の変更は日本が死の商人と化してしまうものだ。砂川事件判決は集团的自衛権には触れていない。この判決を持ち出すのもまやかしかだ。

(中本)

* 安倍総理は、集团的自衛権の行使によって日本がアメリカと法の支配を共有するなどと言っているが、法の支配の意味がわかっていない。もっと憲法の勉強をすべきだ。憲法は国のリーダーをしばるものだ。閣議決定で集团的自衛権行使を容認することはこれに反する。

(栗原)

* 集团的自衛権行使が限定的ならいいのかと言うところではない。限定が曖昧だ。自衛のためと言いながら攻撃が行われる危険もある。

自民党の改正草案は、改正とは言っているが、改正に止まる内容ではなく実質的には新しく作る内容となっている。現行憲法の前文を全部削除するなど、前文が戦争への反省から生まれたものであることを忘れている。

(菅)

* 現在の国際社会において一定の国を敵とする考えは古い。憲法9条は世界標準となっている。わが国は9条を守っていくべきだし、9条の精神を世界に広めていく努力をすべきだ。安倍内閣が行おうとしていることはこれと全く逆であり、到底容認できない。

(杉山)

* わが国の憲法が施行されて67年経った。元防衛官僚も集团的自衛権は不要だと言っている。わが国の憲法は紛争を武力ではなく、外交や文化の力で解決しようとするものだ。政権は危険な方向に舵を切ろうとしている。閣議決定だけで集团的自衛権の行使を容認することは許されない。きちんと国民の意思を問う手続を取るべきだ。

(上柳)

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。

出発の時

副会長 船木 秀信 (42期)



理事者室での一年が始まりました。

これまで受け継がれてきたタスキを受け取り、さらにこの一年間での実績を乗せて次年度へ引き継ぐべく、高中執行部がスタートを切りました。

本年は、一年間、LIBRAの誌面をお借りして、毎号6名の副会長が、自ら担当している業務や準備している企画の進捗状況等のご報告、これらの業務を通じて感じているところを掲載させていただくことにしました。不定期ですが「監事便り」も掲載予定です。

理事者室が現在何に取り組む、これから何を実現しようとしているのかを、できるだけ正確に会員の皆様にお伝えし、問題意識の共有が図れればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、スタート直後の雑感です。

会議の多さ、長さが気になります。議題があるから会議になるのか、会議があるから議題が造られるのか。

議事は、概ね民主的な議論をベースに進行していますが、時には、議題の多さへの対応の必要性が優先する事態も生じます。

各種会議での配布資料の多さも気になります。資料を作成している事務局の方のご苦勞を思うばかりです。これだけ勞力をかけて作られた資料が、単にファイルされて終わっているとしたら残念です。ファイルすらされずに山積みや廃棄という運命をたどるとしたならばなおさらです。

総じて、話の長さも気になります。長舌は伝えるべき主題をあいまいにし、徒な饒舌さは実を疑わせます。必要最小限な長さで、しかもウィットに富んだ話ができるようにになりたいものです。

一年間、直面する種々の問題に、方向を誤らないよう常に的確に対応していくことを心がけていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

スタートダッシュ

副会長 柴垣 明彦 (44期)

みなさん、こんにちは。4月1日に副会長に就任いたしました柴垣です。初日から決裁文書の嵐ですが、今日(4月16日)でほぼ2週間が過ぎ、何とかペースができています。毎日8時過ぎに役員室に入っています。職員のみなさんが来る前に、前日のやり残した業務を処理し、その日の予定を確認して段取りをとるようにしています。

魅力と活力のある東弁という目標との関係では、裏側から支える活動として、弁護士に対する苦情対応や非弁提携の恐れのある事例の調査など、弁護士への信頼を守るための活動がこの2週間でもかなりあります。明日からは兼務している日弁連理事会も始まります。

これから、毎月少しずつですが、役員室の状況をご報告します。1年間、よろしくお願いいたします。

理事者室報告の連載開始

副会長 彦坂 浩一 (44 期)

広報関連では、理事者室でどのような取組みを行っているかをお知らせするため、LIBRAに各副会長からの報告ページの連載を開始しました（本ページ）。理事者室の取組みについても、ご意見をいただければと思います。

刑事弁護関連では、取調べの可視化に関して、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会から4月30日に事務局「試案」が公表されました。そのため、会員

集会を6月9日午後6時からクレオAにて開催します。ぜひ多くの会員に参加をお願いします。

このほか研修や委員会等への参加確認をOA化できないかなどの調査・研究にも着手しています。合同図書館に関しても、年々利用者が増加していると聞いていますので、より利用しやすくするための工夫を検討しています。

委員会活動瞥見記

副会長 松田 純一 (45 期)

人権擁護委員会は、私自身4年参加した古巣です。現在も受刑者の人権救済申立てに丁寧に対応しています。その時間・労力は実に膨大で、頭が下がります。袴田事件はじめ再審部会も今後の広がり期待します。弁護士業務妨害対策特別委員会は、日ごろ黒子であり代理人であることの多い弁護士が、当事者化したケースについて、相談・支援要請を受けて対応する大切な

活動をしています、その気遣いたるや大変なものです。

新進会員活動委員会は、登録5年までの若手の委員で構成されますが、詳細なアンケートを行っており、その傾向と分析がどのように有効に生かされるか、楽しみです。弁護士業務改革委員会も中小企業センター、行政連携PTと新機軸を盛り込み、活動中。ワクワクしながら成果に期待しています。

魅力と活力ある東弁予算

副会長 栗林 勉 (45 期)

「魅力と活力ある東弁」とするには、その政策目標を実現する予算的裏付けが重要です。財務担当副会長として、高中執行部の政策をきちんと実現できるよう、また会員から見て今年度の理事者の考えがきちんと理解されるよう、メリハリのある予算編成を心掛けてきました。特に弁護士業界の魅力を失わせている原因の一つとして各弁護士の担当する裁判事件数の減少やそれに伴う収入減にあると考え、これを克服するため弁護士の活動領

域の拡大をめざし、行政連携、高齢者福祉、中小企業支援、国際関係の分野に厚い予算措置を講じました。また、若手弁護士支援として、クラス別研修の充実、若手支援プログラム、定期的意見交換会の実施による若手の意見の反映などを行う予定です。会員からいただく限られた貴重な予算の中で、会員からの期待に沿えるよう東弁の抱える様々な問題点についてきちんとした回答を出せる1年間にしたいと考えています。

弁護士の法律相談事業の活性化のために

副会長 富永 忠祐 (46 期)

4月に副会長に就任した後、担当委員会のすべてに出席し、また、その他の所管業務に取り組む中で、大小様々な検討課題等について認識を深め、少しでも改善・解決を図るべく悪戦苦闘の毎日です。担当委員会の一つである法律相談センターの関係では、昨今における弁護士の法律相談事業の危機的な低迷状況を打破する糸口を見出すべく、4月18日に足立区を訪問し、5月8日には

豊島区を訪問し、弁護士会と自治体との連携等について担当者と協議を行いました。また、国土交通省による「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」に申請しました。これは、賃貸借の紛争に関する法律相談等を行う事業ですが、申請が通れば、会員の収入増に結び付けることが期待できます。今後も色々なチャネルを通じて、法律相談事業の活性化に向けて注力する所存です。

東京弁護士会における 弁護士不祥事対策の現状と今後の課題

2013 年度副会長 石本 哲敏 (42 期)



当会では、日弁連の「不祥事の根絶をめざして—市民窓口機能強化等の提言—」に対応して、2013 年度、預り金等の取扱いに関する会規の制定、市民窓口委員会内の調査チームに対する調査委嘱の運用開始といった不祥事根絶のための対策を講じてきた (LIBRA2013 年 8 月号参照)。その現状と今後の課題について振り返ってみたい。なお、意見にわたる部分は、いずれも筆者の私見である。

1 預り金等の取扱いに関する会規

制定 (2013 年 5 月 29 日)・施行 (同年 6 月 20 日)

従前の預り金会規よりも、会による預り金についての照会・調査規定による調査が拡大した。研修と広報の徹底により、調査の際、預り金口座開設の必要性について認識していない会員はいなかった。事件放置や預り金の流用が疑われる会員に対しては、預り金口座の通帳及び出入金記録等についての照会をすでに数件行っている。会からの照会に回答をしない会員に対しては、会立件による綱紀委員会に対する調査命令を発令した例もある。

2 市民窓口機能強化の現状

(1) 市民窓口委員会の概要

当会の市民窓口委員会は、役員経験者等約 120 名の委員から構成され、委員が相談員を兼ねている。毎週月曜日から金曜日の午後 1 時から 3 時まで、毎回 2 人の相談員が弁護士会館に詰め、電話や面談での苦情相談を担当している。なお、現役の副会長は相談を担当しないが、相談が殺到して相談員では賄

いきれないときなどに臨時に相談に対応する場合がある。

(2) 苦情対象会員に対する調査・助言等

2013 年も年間で約 1800 件の苦情が寄せられた。苦情内容は、データベース化され、担当副会長はそれら全部に目を通し、会として対応が必要な苦情対象会員に対し、調査等を行っている。

① 非弁提携弁護士対策本部による調査・措置

非弁提携が疑われるものは、非弁提携弁護士対策本部に情報提供して調査を検討する。多重債務処理にかかる非弁提携行為が疑われる場合、日弁連の「多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程」第 5 条により、対策本部に対し、当該会員からの説明や資料の提供を求めたり、事務所等の検証を行ったりする権限が与えられる。そして、調査の結果必要があると認めるときは是正措置をとることができる (同規程第 7 条)。当該会員が是正措置にしたがって、非弁提携行為をやめればよいが、やめない場合は、会立件により綱紀委員会に調査命令を発令する場合がある。2013 年度も、調査命令を発令した例がある。

非弁提携の疑いがある会員について、対策本部による調査を開始するかどうかの判断が必要な場合は、担当副会長が対策本部の委員とともに会員事務所に赴くなどして聴き取りや資料の提出依頼をしている。

② 市民窓口調査チームによる調査

当会の弁護士業務に関する市民窓口設置規則第 4 条の 2 の規定の運用を、2013 年度から具体化した。現在、市民窓口担当副会長経験者を中心に 3 名の委員から構成される調査チームが 3 つある。これら調査チームに、2013 年度は 6 件の調査委嘱

がなされた。調査委嘱にあたっては、各担当委員に対し委嘱状を交付するとともに、調査対象会員に対しても調査開始通知を送付して、市民窓口調査チームによる調査が開始されたことがわかるようにしている。調査チームは、対象会員の事務所、自宅、弁護士会館等において苦情の確認、苦情内容の伝達、聴き取り、対象会員からの釈明または意見の聴取等を行う。これまで、担当副会長が単独で行っていたこれら調査を調査チームで行えることになって、担当副会長の負担が大幅に軽減されるとともに、機動的な調査が行われるようになった。調査の結果、預り金等の取扱いに関する会規違反が疑われたケースにおいては、同会規による照会を苦情対象会員に対して行い、預り金の保管状況を迅速に確認することができた。2014年度からは4チーム体制になる予定である。

③ 弁護士業務改革委員会第5部会（広告問題検討部会）による調査・措置

苦情には、弁護士広告に関するものも多い。日弁連広告規程に違反する可能性があると思われる広告については、同部会に情報提供をしている。同部会では、対象会員に対し、記録提出請求等広告に関する調査を行い、違反行為がある場合には、中止等の命令または再発防止措置を講ずる。

④ 関連委員会担当副会長への情報提供

国選弁護人に対する苦情については刑事弁護委員会担当副会長に、弁護士後見人に対する苦情については高齢者・障害者の権利に関する特別委員会担当副会長に、法律相談センターでの法律相談に関する苦情については法律相談センター運営委員会担当副会長にそれぞれ情報提供し、事情の聴き取り等の調査、助言、候補者名簿の取り扱い等について検討してもらうようにした。

⑤ 担当副会長による調査・助言

担当副会長による苦情対象会員からの事情聴取と助言は、連絡がとれないとの苦情が寄せられた会員を中心に、主に弁護士会館で面談をし、苦情内容の伝達と、留守の際に依頼者等関係者からの電話があった場合には、コールバックする必要性を説明したりした。電話が通じない会員については、事務所や自宅に赴くこともあった。面談した会員のうち多くは、助言内容に理解を示し、それら会員に対する苦情は減少することが多かった。会からの呼び出しに応じない会員については、市民窓口調査チームに調査委嘱をした。

(3) 弁護士による市民窓口利用

当会では、弁護士が苦情申出人である場合は、市民窓口の電話や面談の対応をしていない。これは、市民窓口が、本来弁護士業務を市民に理解してもらうためのものだからである。なお、弁護士による苦情の通報であっても、文書によるものであれば、市民窓口の苦情情報として記録している。

3 苦情情報の活用

(1) 理事者間の情報共有—弁護士業務適正化会議

会員に対する市民窓口の苦情、6か月以上の会費滞納、紛議調停といった不祥事関連情報を対象会員ごとに集約して、市民窓口、財務、紛議調停、懲戒、綱紀、非弁提携、高齢者・障害者、法律相談などを担当する副会長の間で情報を共有するための会議を2011年度から行っている。これにより、各委員会に分散していた不祥事関連情報を集約することで、調査の必要な会員の絞り込みが容易になった。たとえば、

会費を滞納している会員に対し、預り金未精算や連絡がつかない等の苦情が複数人から寄せられた場合、当該会員は相当程度経済的に困窮していることが推察されるから、被害拡大防止の観点から迅速に調査を開始する、といった対応が可能になった。

(2) 関係委員会間の相互協力—弁護士不祥事問題 関連委員会意見交換会の開催

2014年2月、市民窓口委員会が中心となって、弁護士不祥事問題関連の委員会（綱紀、紛議調停、法律相談センター運営、高齢者・障害者の権利に関する、弁護士業務改革）と非弁提携弁護士対策本部、会長、全副会長が一堂に会して意見交換を行い、活発な意見交換が行われた。

そのなかで、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会から、「連絡が取れない」という苦情の内容を、①当該電話回線が使われていない、②顧客の都合により通話ができなくなっているとのメッセージが流れる、③呼出音は鳴るが誰も出ない、④留守番電話に返信を依頼しても返信がない、⑤事務員は出るが弁護士からの返信がない、といったように細分化して報告してもらいたい旨の貴重な意見が出された。

4 弁護士後見人の不祥事防止

(1) 弁護士後見人による預り金横領等については、事件の性質上、市民窓口で苦情が寄せられない。このため、この種の不祥事を、市民窓口で寄せられる苦情から会が察知することはできなかった。2013年初めころ、弁護士後見人による預り金横領等の不祥事が発覚し、逮捕者まで現れる事態に至った。

(2) 東京家庭裁判所は、2013年6月1日より、弁護士会から家庭裁判所に提出した推薦名簿に登録されていない会員については、原則として成年後見人等に選任しない運用を開始した（LIBRA2013年7月号参照）。

(3) これに対応して、当会は、成年後見人等候補者名簿を作成・管理するにあたり、その登録要件の有無を吟味・審査することにより、不適格者が名簿に登録されて成年後見人等への選任がなされ、または就任が継続されることのないようにした。そして、名簿登録要件としての研修制度の拡充、報告義務等の履行状況の管理等を徹底し、問題のある会員に対しては、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の委員から構成される調査チームによる調査を行うこととした。

5 弁護士相談窓口の充実に関する 取り組み

弁護士相談窓口の連絡先一覧表（2014年4月～）

1	会員サポート窓口 事務局次長（03-3581-2202）
2	弁護士業務妨害対策センター 司法調査課（03-3581-2207）
3	チューター制度 司法調査課（03-3581-2207）
4	若手相談室 wakatesoudan@toben.or.jp
5	メンタルヘルスカウンセリング 弁護士国保加入者以外（0120-600-239） 弁護士国保加入者（0120-710-075）

(1) メンタルヘルスカウンセリングの相談窓口の変更

2008年4月より会員及び会員家族に提供してきたメンタルヘルスカウンセリング事業の「こころの相談“ほっと”ライン」について、委託業者を(株)法研及び(株)東京カウンセリングセンターに変更した。

(株)法研は、東京都弁護士国民健康保険組合（弁護士国保）ともメンタルヘルスカウンセリング事業について業務委託しており、弁護士国保に加入・未加入により、利用する専用ダイヤルが異なり、①弁護士国保に加入していない会員及びその配偶者と被扶養者は0120-600-239、②弁護士国保に加入者は0120-710-075。

(2) 弁護士相談窓口の会内広報強化

2013年度、弁護士相談窓口については、LIBRAへの掲載、資料の全会員発送、東弁ホームページ等で会員に対して広報してきたが、いまだに十分でないとの指摘がなされている。どうすれば、会員に対して弁護士相談窓口を効果的に周知することができるか、今後検討が必要である。

なお、2013年度は、新規登録弁護士からの相談もあった。新規登録弁護士クラス別研修の担任または副担任の会員から、会員サポート窓口等を紹介されたということであった。

6 弁護士研修の強化

(1) 弁護士倫理研修における市民窓口苦情情報の活用

市民窓口の苦情情報を弁護士倫理研修に生かす方策について、市民窓口委員会と弁護士倫理特別委員会に意見照会をするなどして検討した。方法とし

ては、①一般倫理研修の全体講義の際に、セクハラ防止講義や非弁提携防止講義のように市民窓口委員会から講師を派遣して講義をする、②一般倫理研修におけるバズ・セッション方式の研修に取り込んで議論する、③配布資料に市民窓口苦情統計の資料を追加し適宜協議員から説明する、といったものが考えられる。これに対し、講義方式では、全体講義の時間が減ってしまうとの意見があった。また、市民窓口に対する苦情は、「連絡が取れない」、「言葉づかいが乱暴である」、「預り金の精算をしない」といった、ある意味当たり前のことが多いから、さまざまな意見を自由に発言しあうバズ・セッション方式になじまないのではないかと意見があった。結局、③の市民窓口苦情情報の分析結果を倫理研修の資料として配布し、協議員において適宜説明をするとの方法を採用することとした。

(2) 新規登録弁護士クラス別研修への理事者出席

2013年から開始された新規登録弁護士クラス別研修に、理事者全員（会長、副会長、監事）が手分けをして参加し、15分程度時間をもらって市民窓口の実情や会員不祥事の防止についての話をした。

* * *

当会では、以上の通り、不祥事の発生防止や被害拡大防止のため、さまざまな方策を講じているが、まだまだ手つかずの課題も多い。高齢者会員の非弁提携問題、弁護士法人の不祥事問題、病気等の場合の事件処理遅滞対策等々、これからも会員の叡智を結集して対応をしていかなければならないと思われる。

東京弁護士会では、2004年度から、会の運営に市民の意見を反映させるため、市民から選ばれた市民会議を設置している。

第32回市民会議では、「法曹養成について」というテーマで、日本弁護士連合会法科大学院センター副委員長の梶嶋裕之会員、同幹事の関理秀会員を説明協力者に迎え、意見交換がなされた。本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 予備試験制度について

紙谷：予備試験制度があることで、法科大学院の教育がないがしろにされているという意見もある。反対に、法科大学院をないがしろにしないで一生懸命勉強をしているから予備試験に合格するのだという意見もある。高いハードルがあれば、それを目指す試験マニアは出てくる。

津山：新司法試験に合格した60期以降の人には、社会的な問題に対する関心が高い人が増えていると聞く。多様性のある人がいるのが、法科大学院のよさだと思う。予備試験制度は、その流れに逆行しているのではないかという印象を受ける。

紙谷：法科大学院の教育が旧試験や予備試験よりいいのは、法曹倫理の授業をしているところだと思う。倫理教育は、医師、看護師、薬剤師などで必須だが、ようやく法曹もそうになった。予備試験制度では、それが欠けてしまうのが危ないと感じる。

2. 法科大学院について

阿部：日弁連法務研究財団の評価委員として、設立当初から法科大学院の評価に関わっているが、法科大学院の間の格差がだんだん顕著になってきていると感じる。入学者が数人しかいない法科大学院が存在するというのは異常な事態。法科大学院の統廃合は早急に検討すべき。

法科大学院の評価の際に、司法試験の合格率をど

の程度評価するか、が常に問題となっている。地方の法科大学院で、その地方に必要な人材を確保するために涙ぐましい努力をしているところもあり、そういうところは残さなければならないと思う。

法科大学院の入学試験のレベルというか、合格者のレベルをもう少し上げるべきだと思う。

それなりの使命感を持ち、それを達成するための努力をそれなりにしなければならないということを自覚し、勉学を続ける能力は最低限必要であり、大学院側も徹底して教える厳しさは必要だと思う。

岡田：大学評価機構の委員をしているが、当初は先端科目の授業に基本科目をもぐりこませるような法科大学院が多かった。現状をみていると、基本科目の授業時間が少ないと感じる。

法科大学院の学生の成績評価については、司法試験合格率の高いところでも、出席を加算したり、追試験でも単位を与えたりしている点に、驚いている。法科大学院の学生は司法試験を受けるために来ているのだから、成績を甘くつけても学生のためにならないと思う。

紙谷：2004年に法科大学院ができてから5年間くらいは、ある程度、何のために法曹になるのかという理念を持っている学生が多かった。しかし、その後、学部から直接法科大学院に入る学生が増えて、変わってきた。法律家になるつもりはあまりないが、就職するのも嫌だから、モラトリアムで法科大学院にくる学生が増えている。

法科大学院では自分が代理人だったらどう考えるかという教え方をしている。そうすると、原告から見たストーリーと被告から見たストーリーは違うことになる。ところが、最近は、唯一の正解があることを疑わず、複数の視点を踏まえた答案を書けないという学生が増えている。

法科大学院生が子どものようになってきて、社会に対して批判的に見られなくなっているのではないかと感じ

市民会議委員 *肩書きは2014年3月10日当時/敬称略

阿部 一正 (日鉄住金総研株式会社相談役)

岡田ヒロミ (消費生活専門相談員)

紙谷 雅子 (学習院大学法学部教授)

神津里季生 (日本労働組合総連合会事務局長)

津山 昭英 (朝日新聞社ジャーナリスト学校校長)



紙谷雅子委員長(議長)は2013年度で退任されました。
左は、感謝状を手渡す菊地裕太郎前年度会長

る。入学希望者が減って、今までなら採らなかった人
を採ってしまっているというところがあるように思う。

3. 司法試験について

津山：短答式試験の科目が減ったのはいいことだと思
う。論文式試験の科目も減らせばいいのではないかと
実務に出てから勉強すればいいことを司法試験でやっ
ているのではないかと。

4. 司法修習について

岡田：司法修習の期間が1年では足りないと思う。現
状では本当の意味で優秀な法曹を育てるために法曹三
者と法科大学院が手を取り合っているようには思えな
い。法曹になりたくて真剣に勉強している若者のため
にも、できるだけ早く改善して欲しい。

5. 求められる法曹像

紙谷：プロフェッションの特徴として自律性や自己決
定が重要。企業内弁護士でも、いざというときに社長
に対して啖呵を切ることができるようにしておかなけれ
ばならない。そのような弁護士としての矜持のような
価値観が法科大学院生に伝わっていないことが問題と
感じる。

岡田：最近、悪質な業者にも弁護士が就いて、代理
人ではなく、使者になってしまっていることがある。昔
は、弁護士が出てくると解決に向けた話ができると思
っていたが、今は、悪質な業者側で弁護士が出てくる
と話にならない。信頼を失墜させるような弁護士を世
に出してはいけないと思う。

紙谷：司法制度改革の議論をした当時、企業ではもっ
と経済のわかる弁護士が欲しいという話があったが、
最近、経済に敏感な若い弁護士が増えていると感じる。
企業内弁護士も増えて、個々の企業がどう動いている
のかを理解した上でアドバイスできる人が増えた。

岡田：最近、若い弁護士がどんどん東北の被災地に行

っているという部分では、若い弁護士の中にボランテ
ィア精神や正義感が生まれてきていると思う。

6. 司法制度改革について

紙谷：司法制度改革のときに、海外と日本の法曹の人
口比の話ばかりになり、他国の法曹が何をしているの
かという議論をせずに、法曹人口を増やさなければと
いうイメージが強くなった点は、反省しなければなら
ない。例えば、日本では司法書士などの人数を法曹人口
に合算すべきという議論は、法社会学ではあったが、
十分になされなかった。

神津：司法制度改革の大きな流れは大事だと思ってい
る。連合で労働相談ダイヤルを持っているが、全国で
月1000～1200件の相談を受けている。いわゆるブラ
ック企業のようなケースを見ていると、日本人は、本来
持っている権利に対する意識が弱いと感じる。

そういう中で、司法制度改革の原点に立ち返りなが
ら、どう改善していくのかを考えるべき。

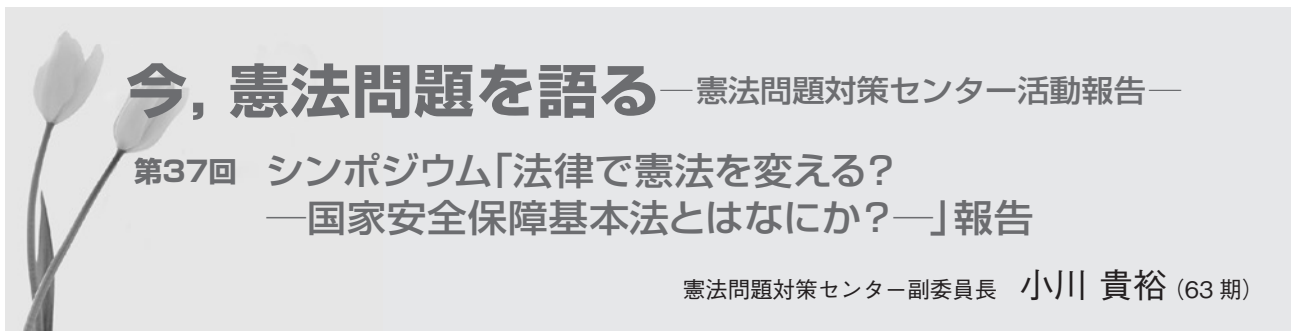
7. 法曹志望者の減少に対して

津山：法科大学院志望者の減少の本当の原因は、新
しい法曹像をなかなか結べないという点にあるのではな
いか。法曹像に魅力があれば、受験者は集まると思う。

もう1つは、財政的基盤の問題が大きい。ひまわり
事務所や公設事務所に行くと、仕事はたくさんあるけ
れども、経済的にはペイしないという話を聞く。そのよ
うな取組みに対する社会の理解をひろげる必要がある。

弁護士の魅力を社会に伝える方法として、司法修習
の出口でインターン制度を作って、各企業や地方の
公設事務所に行ってインターンをやったらどうか。

紙谷：法曹からは、法曹はこんなに有意義で魅力の
ある仕事だということをもっと広報して欲しい。そう
でなければ、社会をよくすることを重視して積極的
にかかわる意思を持った質のいい法曹志望者は出てこ
ないと思う。



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第37回 シンポジウム「法律で憲法を変える？ —国家安全保障基本法とはなにか?—」報告

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63 期)

2014年4月16日、当会主催、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、第一東京弁護士会および第二東京弁護士会共催（順不同）で上記シンポジウムが行われた。

現時点では「国家安全保障基本法（以下、「安保基本法」という）」の本年中の提出は見送られる情勢であるが、安保基本法の考え方に沿った複数の関連個別法の提出が予定されており、安倍政権の目指すところが全て謳われている安保基本法を検討する必要性は依然として高い。

本シンポジウムは、憲法改正および憲法解釈変更問題について各メディアで精力的に発信されている当会会員の伊藤真弁護士と、憲法・安全保障問題に真摯に取り組んでいる東京新聞の半田滋氏をお呼びして、安保基本法と関連する問題についてじっくり議論するというものであった。

シンポジウムは、高中正彦会長による、武器輸出三原則の事実上の撤廃、自衛隊の海外活動の拡大準備等、昨今の急速に進行する安保関連情勢の指摘と、それを踏まえて安保基本法について考えていきましょうとの呼びかけで始まった。この時点で会場は満員で立見客も見受けられた。

第1部は、伊藤真弁護士による安保基本法の問題点の指摘である。日本国憲法の理念、立憲主義と恒久平和主義が確認された後、安保基本法の問題点が逐条で解説された。ほぼ全ての条項に問題点があり、時間の制約のためやや急ぎ足の解説となったが、内容は非常に高度であり、会場全体が集中して聞き入った。また、最新の自民党の主張に対応し、国連憲章上の集団的自衛権の位置づけと性質、砂川判決が集団的自衛権行使を認めていないことについて追加で解説された。

第2部は、半田滋氏から、第一次安倍内閣まで遡る安倍政権の目標の分析、自衛隊の海外活動の両面（平和維持・人道支援活動と、米軍後方支援）、安倍政権のいう限定的な集団的自衛権行使の内実など、盛りだくさんの報告がなされた。ユーモアを交えた内容で、第1部とは雰囲気を変え、会場では時折笑い声が響いた。

第3部は、会場からの質問を踏まえた質疑応答である。尖閣紛争への対応などシビアな質問には、講師の両名からそれぞれ、軍事力だけで対応するのは危険を増すだけで、対話と相互理解、法と正義に則った対応をすべきだと回答された。そして最後は、一人一人の参加者が周囲や政治家に働きかけていくしかないとして締めくくった。

最後に中本源太郎当センター代行から、弁護士会として、憲法と人権を擁護する立場から、憲法の危機にあたり今後も積極的に活動していくと約束して最後の挨拶とした。

2月の大雪で延期となり広報が行き渡るか危ぶまれたが、水曜夜にもかかわらず、市民、学生、弁護士等合わせて230名が弁護士会館に集う大盛況となった。これは、両講師の人気に加え、憲法問題に対する市民の意識の高まりを示すものと思われる。

当センターは、この意識の高まりを広げていくべく、昨年にも増して積極的に活動する予定である。もちろん、当センターの活動が独善となってはならず、当会会員の支持と協力も不可欠である。会員の皆さんには、当センターの活動を是非注視いただき、意見、叱咤激励等を頂戴したい。

*表紙裏にカラー写真掲載

秘密保護法 解説

第11回 特定秘密保護法と公益通報者保護法 The Devil in the Details

秘密保護法対策本部委員 光前 幸一 (29 期)

1 二つの保護法

異なるベクトルで情報にかかわる二つの保護法が、議論的になっている。「特定秘密保護法」と「公益通報者保護法」だ。前者は昨年12月6日に可決され、法施行のための各則策定の検討が佳境に入っている。後者は2006年4月から施行され、これも制度のあり方をめぐって改正論議が起きている。

特定秘密保護法は、防衛・外交といった政府の特定情報の保護（流出防止）を目的としている。人的・物的・制裁の各方面で保護を徹底化しており、秘密の保護法の名に値するが、その結果として、法律の必要性、秘密の対象・基準（範囲）の妥当性はともかく、法の適正運用の検証可能性、検証機関の資質、将来の開示基準等に強い懸念をもたらしていることは、立法推進論者も認めるところである。

他方、公益通報者保護法は、特定の公益情報（秘密）を暴露した者を保護する法律であるが、公益通報そのものを奨励する法律ではないとされていることから、通報者の保護は、諸外国の立法例と比較しても貧弱で、通報者が被通報者から苛烈な報復を受ける例が頻出し、通報者暴露法と揶揄されたりすることもある。

2 民主主義の尺度としての情報の取り扱い

情報化社会において、情報は権力であり、情報の在りかこそが民主主義の成熟度を決定すると言われる。政府が情報を管理する必要性と、それを市民が監視する必要性の妥協点をどこに求めるか、その接点を見つける苦労と運用の手間をどこまで辛抱できるかである。この数年間で公益通報に対する理解は格段に進んだが、今、そのベクトルは明らかに政府による情報の囲い込みに傾き、政府情報に対する内部告発は報復覚悟の勇者に期待するしかない状況となっている。民主主義は、成熟を云々する以前に、瓦解が

始まっている。

先般、海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」の乗務員のいじめ自殺をめぐる裁判が、公益目的で海自の内部文書を暴露した通報者の処分問題に発展した。自殺した自衛官の遺族からのアンケート調査結果や関連文書の公開を海自側が文書の破棄を理由に拒否していたところ、同事件を担当していた3佐が一審判決後にその存在を暴露し公開したというものだ。当初、海自側は、秘密文書を無断で持ち出したとして3佐の処分を考えていた。しかし、高裁判決は、開示文書等に基づいて、いじめと自殺との因果関係を否定していた一審判決を破棄し、重要情報の隠ぺいを重視して遺族に7350万円の損害賠償を認めた。その後、海自側も3佐の行為を公益通報と認め、処分を取りやめるとともに、文書を隠ぺいした海自幹部の処分を検討しているとのことである。世論の喚起と裁判所の英断がなければ、この程度の文書についても、通報者は処分される恐れがあるというのが、現実なのである。

3 法の理念を活かすには

どんな法も運用がすべてである。適切な細則規定の制定と地道な運用に最大の注意が払われるべきであり、この場面での法実務家の役割は重い。特定秘密保護法は既に理念から運用のステージに移っている。適切な細則と監視体制が整わなければ限りない悪法となり、公益通報者保護法との接点はもはや見出し難くなる。他方、公益通報者保護法も、個々人の公益通報が、よりましな社会の実現を目指した参加型民主主義の重要な武器になるとの理解に立ち、通報者の保護の徹底を図る法改正や細則規定の新設が必要である。間違っても、通報事実や方法を制約する方向への運用は許されない。情報に関するベクトルの異なる二つの保護法の動向に関心をもち、こぞって、情報化社会における民主主義の成熟を深めていきたい。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第19回 東京地裁平成25年5月22日判決(ヒロセ電機事件)

〔労経速2187号3頁〕

労働法制特別委員会委員 大原 武彦 (65 期)



1 事案の概要

被告会社を退職した原告が、①時間外割増賃金、②深夜割増賃金、③労基法114条に基づく付加金の支払、④被告が内容虚偽の労働時間申告書等の作成、提出を強要したとして不法行為に基づく損害賠償を請求したが、すべて棄却された事案である。

2 争点

①未払割増賃金の有無

- 1 実休憩時間数
- 2 変形労働時間制の適用の有無
- 3 事業場外労働のみなし制の適用の有無
- 4 労働時間の認定資料（時間外労働の承認制の有効性）

②付加金の有無

③虚偽の残業申告強要による不法行為の成否

検討すべき点の多い事案であるが、本稿では、紙幅の制約上、①-4の争点について論じる。

3 判旨

(1) 被告の就業規則によれば時間外勤務は直接所属長が命じた場合に限り認められていること、平成22年4月以降の時間外勤務命令書には「所属長命令の無い延長勤務および時間外勤務の実施は認められません」と明記されており、原告はこの内容を確認して確認印を押していることから、被告においては所属長からの命令の無い時間外勤務を明示的に禁止しており、原告もこれを認識してい

たといえる。

被告の就業規則によれば、時間外勤務を命じる場合には時間外勤務命令書により通知することとされており、実際の運用としても、対象者本人の希望を確認する等したうえで時間外勤務命令書を出すこと、従業員は時間外勤務時間終了後、これに時間外勤務に係る実労働時間を記入すること、所属長は翌朝これを確認し、従業員本人の了解の下、前日の時間外労働時間数を確定させ、従業員が押印していたことが認められる。

以上からすると、就業規則上も、実際の運用としても、被告における時間外労働は、時間外勤務命令書によって管理されていたというべきである。

(2) 他方、入退館記録表は、警備・安全上の理由から建物入口で入退館時に打刻を義務付けられているものであること、「タイムカード」との記載はあるが続けて「就規第14号様式」とも記載されており、出退社の手続を定めた就業規則を踏まえた書式であること等から、入退館記録表により労働者の労働時間の管理が行われていたとは認められない。

入退館記録表に打刻された入退館時刻の間、原告が被告の事業場にいたことは認められ、一般論としては、労働者が事業場にいる時間は、特段の事情がない限り、労働に従事していたと推認すべきと考えられる。

しかしながら、被告では上記の通り時間外勤務命令書により時間外労働が把握され、また、福利厚生の一環として業務時間外の会社施設（パソコン等）利用が認められており、会社構内において業務外活動（クラブ活動等）も行われており、被告の事業場にいたからといって、必ずしも、業務に

従事しているとは限らない事情も存在する。したがって、入退館記録表に打刻された時間について、被告の客観的な指揮命令下に置かれた労働時間と推認することができない特段の事情があるといえ、時間外勤務命令書で認められる時間以上の時間外労働の事実を認めることはできない。

4 検討

(1) 時間外労働の承認制について

時間外労働の承認制に対し、従来の裁判例は、「(所定の用紙に所属長の認印を受けるという) 所定の手続をとっていなかったことをもって、労働時間であることを否定すべきであるとはいえない」(かんてんエンジニアリング事件・大阪地裁平成16年10月22日〔労経速1896号3頁]) および「(就業規則における時間外勤務の事前承認制の規定は) 不当な時間外手当の支給がなされないようにするための工夫を定めたものにすぎ」ない(昭和観光事件・大阪地裁平成18年10月6日〔労判930号43頁]) のように、制限規程の存在のみではこれを否定的に捉える傾向があった。

これに対し、本判決は、時間外労働の承認制のもと、時間外勤務命令書の記載(本人による残業時間の記載と上長の承認・本人の確認による残業時間の確定)を基準として時間外労働時間を認定した事例として、実務上参考になる。

本件の特殊性として、被告が大規模な会社(平成23年3月末における従業員数が3865人)であるにもかかわらず、時間外労働の承認制を、規程にしたがい非常に厳格に運用していたという事情があり、これが、時間外労働承認制を有効とする一要因になっ

たとえられる。

(2) 入退館記録表(タイムカード)について

タイムカードまたはこれに準ずるICカード記録等による労働時間管理については、近時のオリエンタルモーター事件控訴審判決(東京高裁平成25年11月21日〔労経速2197号3頁]) のように否定的に解する裁判例も散見されるものの、一般論としてタイムカード等に記録された時間が実労働時間であるとの強い推認力を有することは否定しがたい。

本判決も、一般論としてはこれを肯定しつつ、被告における事業場内での業務外活動の実情等も考慮して、入退館記録表による労働時間の立証を認めなかった。時間外労働承認制の厳格な運用実態が、入退館記録の証明力を打ち破ったものであり、このような観点からは、両判断は表裏一体の関係にあるとも解される。

(3) 従来の判断枠組みとの関係と今後の展望

実労働時間の判断基準については、三菱重工業長崎造船所事件(最判平成12年3月9日〔労判778号11頁]) 以降、「使用者の指揮命令下に置かれている時間」が実労働時間であるとの判断枠組みが確立している。

本判決も、使用者の指揮命令が、時間外労働の承認制を通じて及んでいたのか、それともそれ以外の方法(タイムカード等)を通じて及んでいたのかという点を判断したものといえ、その意味では従来の枠組みの延長線上にあるといえよう。

いずれにせよ、時間外労働の承認制が有効であることは本判決の判断の一つの前提となっており、どの程度の運用状況であれば有効と認められるのか、今後の裁判例の蓄積が待たれる。

刑弁でGO!

第55回

保証書を利用した保釈の獲得事例

刑事弁護委員会委員 氏家 宏海 (61 期)

1 はじめに

2013年7月1日に運用を開始した全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という）を事業主体とする保釈保証書発行事業を利用したので、その経験を報告する。

2 事案の概要

本件は、即決裁判手続の申立てがなされた覚せい剤取締法違反の事案であった。

当職は捜査段階から国選弁護人に選任されており、依頼人は覚せい剤取締法違反で初めて逮捕・勾留された事件であるため、即決裁判や起訴後の保釈も見込まれた。そこで、捜査段階から依頼人やその家族と打合せを行い、依頼人もその家族も保釈を求めたものの、保釈金の相場と思われる200万円の準備は不可能と思われた。

そこで、保釈保証書発行事業の利用について検討した。

保釈保証書発行事業を利用する場合には保釈金の2%の保証料と10%の自己負担金が必要になる。仮に保釈保証金額を200万円とすると、2%の保証料として4万円と10%の自己負担金として20万円が必要になる。そこで、この金額について依頼人の家族に問い合わせると、24万円程度であれば準備ができるとのことであったので、当職は保釈保証書発行事業を利用することとした。

3 手続の概要

(1) 事前申込み

まず、当職は、全弁協のホームページ (<http://www.zenbenkyo.or.jp/service/hosyakuhosyou.html>) からダウンロードした「保釈保証書発行事前申込書」を依

頼人の家族に交付し、そこに必要事項を記入してもらった上で、それを事前申込みに必要な書類（住民票や収入・資産に関する資料）とともに返送してもらった。

そして、依頼人の家族から届いた書類にさらに弁護士が必要事項を書き込み、それらを東京都弁護士協同組合（以下「東弁協」という）に提出した。なお、申込書類の提出についてはFaxの利用は認められていないため、持参又は郵送する必要がある。

事前申込みをした当日、東弁協から記載内容について確認の電話が入ったため、翌日、当職が保釈保証委託者となる依頼人の家族に確認をとった上で、その内容を回答したところ、その日のうちに東弁協から事前審査で承認された旨のメールが届いた。

(2) 保釈請求

準備も整い、当職が保釈請求をしようとしたところ、依頼人の家族から、親族からの借入れによって200万円程度であれば用意できそうである旨の連絡があった。もし依頼人の家族らによって保釈保証金の準備ができれば、保証料の支払や保証書発行の手続のために時間をかけて保釈保証書発行事業を利用する必要はないため、当職は、通常の保釈請求を行うことにした（なお、保証書による代納は、裁判官の許可が必要であるため、保証書を利用する場合には保釈請求時に保証書による代納許可を併せて請求することになる）。

そして、保釈請求の翌日、保釈保証金を150万円とする保釈決定が出た。

その決定を受け、当職が決定内容を依頼人の家族に報告したところ、依頼人の家族から、依頼人と話をした結果、事情が変わり、予定していた親族からの借入れはやめることになり、親族からの借入れができない以上、保釈保証金の150万円も用意できないとのことであった。

(3) 代納許可申請と代納許可決定

当職は、依頼人にも意向を確認した上で改めて保釈保証書による代納許可を裁判官に求めることとし、保釈保証金の納付方法について変更許可申請を行った。

すると当日、裁判官から連絡が入り、保釈保証金を現金納付できなくなった理由について尋ねられた。

当職が依頼人の家族から聞いた事情を話し、事情が変更したことを説明したところ、裁判官から、「全額を保証書に変えることはできないので保釈保証金の2割程度を現金で納付してほしい」旨、告げられた。これに対して当職は、依頼人の家族は保証書発行のために保証料と自己負担金を支出することになっており、それに加えて保釈保証金の2割に当たる現金30万円を用意することはできないことを説明し、もし仮に現金納付が必要であるとしてもその金額を下げてもらいたいことを伝えた。

その後、裁判官から再び連絡が入り、依頼人やその家族の収入、家賃の額、預貯金の有無・額、及び借金額等について確認を求められたので、依頼人の家族に問い合わせ、それらを裁判官に回答した。また、その際、当職は、本件が即決裁判事案でもあることや既に保釈決定が出ていること等から、そもそも逃亡すると疑うに足る相当な理由がないことを確認するとともに、たとえそれが認められるにしても、依頼人やその家族の資力を考慮すれば、低額の保釈保証金によっても逃亡の防止は十分に担保でき、それは保証書による代納であっても変わらないこと等も伝えた上で、粘り強く裁判官と交渉をした。

その結果、「保釈金額150万円のうち140万円については、全国弁護士協同組合連合会理事長名義の保証書をもって代えることを許可する」旨の決定を得ることができた。

(4) 代納許可決定後の手続

代納許可の決定を受けた当日、東弁協に「保釈保証委託契約申込書」を提出したところ、東弁協から申込みを受け付けた旨のメールが届いたので、保証料と自己負担金である16万8000円を指定された振込口座に送金した。

その後、全弁協から保証書等を交付する旨のメールが届いたので、東弁協において保証書等を受領し、そのまま東京地裁の出納課に出向き、保証書と保証金の納付手続を行った。そして、その数時間後に依頼人は保釈された。

(5) 公判期日

本件は即決裁判手続による審理がなされ、依頼人に対しては、即日、執行猶予付きの判決が言い渡された。

なお、期日前に書記官から、保証書を全弁協に返還するための郵券付封筒もしくはレターパックを持参されたいとの連絡があったので、切手を貼った封筒を期日に持参し、期日終了後に書記官にそれを手渡した。

そして、期日から1週間後、弁護人の預り金口座に自己負担金の返金があったので、それを保証委託者となった依頼人の家族に返金して、手続を終了した。

本件において、保証委託者となった依頼人の家族らは、合計26万8000円の現金を用意する必要があったものの、彼らの最終的な負担額は2万8000円であった。

4 最後に

本件では、通常の保釈請求をして、保釈許可決定が出た後に、保証書を利用する方針が変わったため、イレギュラーな流れを辿ることになった。

また、本件では最終的に保釈保証金の一部について現金納付が必要とされる結果となってしまったが、事案の性質を考えると保釈保証金の全額について保証書による代納が認められてもよかったのではないかという疑問も残るところである。

とはいえ、保釈保証書発行业は、保証料が定額であるため審理が長期に及んでも保証料が増額されない等、メリットも大きい。

したがって、経済的理由による「人質司法」という現状を改善するために、今後も保釈保証書発行业を積極的に利用していきたい。

なお、手続の流れについては、上記全弁協のホームページにわかりやすく図示されているので、そちらも参照されたい。

弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第66回 弁護士業務妨害対策研修

「家事事件における業務妨害対策～DV案件を中心として～」

弁護士業務妨害対策特別委員会 副委員長 川田 剛 (54 期)

2014年3月5日、日弁連・関弁連・横浜弁護士会・東京三会の主催により、弁護士業務妨害対策研修「家事事件における業務妨害対策～DV案件を中心として～」が開催された。

1 基調講演

はじめに、元家庭裁判所調査官である細田隆氏に、調査官の経験から見たDV案件についての傾向・対応等についての基調講演をいただいた。精神疾患が考えられる当事者の類型、但しDV加害者と精神疾患との相関は薄いことの説明とともに、DV加害者への対応として、申立書の他「進行に関する照会回答書」への記載、あるいは手続き中に生じた問題などを上申書により裁判所に知らせることで、申出内容に応じて裁判所への出入の時間や待機の場所を調整すること等、裁判所が、DV加害者等による依頼者への加害や弁護士への業務妨害を未然に防ぐための措置を検討し講じる場合があること等発表された。

2 報告

次に、DV加害者更生プログラム「アウェア」代表の山口のり子氏、日弁連両性の平等に関する委員会元委員長の伊藤和子会員及び当委員会元委員長の伊藤芳朗会員から、テーマについてそれぞれの立場からの報告をいただいた。

山口氏からは、DV加害者となる者は必ずしも精神的な疾患がある者ではなく、配偶者は自分の所有物であるなどの誤った価値観故にDV加害者になること、配偶者の支配の手段として、有形無形を問わず暴力を用いていること等の報告をいただいた。

伊藤和子会員からは、最近、被害者側がDV被害をねつ造しているという根拠のない主張に基づく攻撃が加害者側からなされる傾向にあること、DV加害者による業務妨害の内容の具体例や、業務妨害への対策として、早期の警察・業務妨害対策委員会等への連絡、複数受任の必要性につき報告をいただいた。

伊藤芳朗会員からは、DV加害者からの業務妨害への対策として、当委員会が奨励している施錠・アポなし訪問の拒否を初めとする事務所セキュリティの確立、警察、相代理人弁護士や当委員会との連携の有効性、その他対応策・当委員会が行っている支援内容につき報告をいただいた。

3 パネルディスカッション

さらに、第二東京弁護士会所属の弁護士石田英治氏の司会のもと、横浜弁護士会所属の弁護士興石英雄氏をお迎えし、興石氏が実際に経験された2つの業務妨害事案を題材にしたパネルディスカッションが行われた。経験談は迫真性のある詳細なものであった。その中で3回にわたりDV加害者が事務所にアポなしで訪れたが、事務所に施錠をしていたために内部への侵入を防ぐことができ、入口ドアの器物損壊の被害にとどまったとの話がなされ、弁護士が事務所において殺害された前野事件においては、施錠をしていなかったため妨害者の侵入を許し殺害の被害にあったこととの対比で、印象的であった。

また、各パネラーがそれぞれの立場から、DV加害者は被害者への支配欲と同時に強度の依存心を有しているが故に、被害者が離れたとき、被害者や弁護士、あるいは自分自身に加害すること。これを正すには治療ではなく、誤った価値観を正す教育が必要なこと。個々の弁護士のノウハウにもよるが、DV加害者たる相手方とは、なるべく直接の接触・連絡は行わず法的手続きを介して肅々と対応すべきこと等の指摘がなされた。

* * *

予定時間は超過したものの、限られた時間の中で、上記のほか、テーマに即した多岐にわたる貴重な話を頂戴することができた。

***問い合わせ先：弁護士業務妨害対策センター
TEL.03-3581-2207**

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第3回 東弁の育児支援制度を利用した男性会員に お話を聞きました

聞き手：男女共同参画推進本部委員 大庭 秀俊（61期）

東弁の育児支援制度には、男性会員が利用できる制度もあります。今回は、父親として育児に伴う会費免除制度を利用した中村裕也会員（61期）にお話を聞きしてきました。

—— 2013年6月から2014年1月までの8か月間、育児に伴う会費免除制度を利用されたのですね。どういうきっかけで制度のことを知りましたか。

私には男の子の双子がいます。産まれてしばらくは私の実家で両親とともに暮らしていたのですが、実家を離れることになり、今後の子育てをどうしようかと考えていたところでした。そのころちょうど、知り合いの弁護士からたまたま育児に伴う会費免除制度のことを聞きました。

—— それがなければ知らなかったということでしょうか。会員ホームページや簡単なチラシで情報提供はされているはずなのですが。

男性会員が利用できる育児支援制度があるとは全く知らなかったです。もっと周知方法を工夫すれば広がると思います。

—— 会費免除制度を利用されたのはどんな理由があったのでしょうか。

やはり、妻がかなり疲れているのを見かねてでしょうか。双子の子育ては大変ですから。私も早めに帰ってお風呂に入れたり、できる限り子育てに関わってきたのですが限界がありました。もっと妻や子どもたちのためにしてあげられることがあるのだったら、と思い、育児に伴う会費免除制度を利用することを決めました。

—— 育児に伴う会費免除制度を利用して良かった点はどんなところでしょうか。

うまく表現できるか自信がないのですが、子どものことをより可愛く思えるようになったし、お母さんべったりだったのが、自分にもなついてくれるようになりました。妻に息抜きの時間を持ってもらえたのも良かったと思います。

たと思います。

—— 会費免除制度を利用するにあたって事務所やクライアントとの関係では何か問題はなかったのでしょうか。制度上、業務に従事する時間が週20時間未満になるのですが。

私の場合、ボスも子育て経験者で、理解があったので事務所との関係で問題はありませんでした。クライアントとは、なるべく電話やメールでの対応をするようにして、どうしても打ち合わせが必要な時だけ事務所で打ち合わせをすることにしていました。ただ、やはり週20時間未満という制限は、かなり制度の利用を抑制する方向に働くと思います。

—— それはなぜでしょうか。

会費免除制度を利用しても、免除となる金額は東弁の会費分の月1万数千円ですが、でも、仕事を制限すれば、それ以上の収入減は免れません。収入減はとても大きな理由であると思います。

—— 今後、男性会員が利用できる育児支援制度について、他人に勧めようと思いますか。

それは個々人の事情が違うので難しいです。こういう制度があるというのは紹介していきたいと思いますが、積極的に勧めるかは悩ましいです。

お話を伺ってみて

男性にせよ女性にせよ、一家の大黒柱の場合、収入低下が避けられない現行の制度の利用はかなり厳しいのではないかと感じました。業務従事時間制限の多少に応じて免除割合を段階的に定めるなど、今後、より利用しやすい制度設計を検討するとともに、周知活動もする必要があると感じました。

※編集部注：当会の育児支援制度に関する詳細は、以下を参照
<https://www.toben.or.jp/members/kenkou/shussan.html>
当会の会員サイトへログイン → 「健康とくらし」 → 「出産や育児に関する支援制度」

第51回

原子力損害賠償紛争解決センター調査官に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 馬場 乃里子 (65期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士にインタビューし、記事を連載しています。今回は、原子力損害賠償紛争解決センターの調査官として働いておられる井上壮太郎会員（63期）にお話をうかがいました。



井上 壮太郎 会員(63期)

—— 原子力損害賠償紛争解決センター（以下、原紛センター）での調査官の仕事について教えてください。

原紛センターは、2011年8月に設置された機関で、原子力損害賠償事件を迅速かつ公正に解決することを目的としています。

調査官の仕事は、申立人と東京電力との間の和解の仲介を行う仲介委員が中立・公正な立場から和解案を提示できるように、サポートすることです。具体的には、申立内容について、事実関係や法律上の論点の整理、文献調査などを行い、調査・検討結果をまとめて仲介委員に報告する等しています。調査の過程では、申立人などに直接電話をし、事実関係などについて聴き取りをすることも多くあります。

—— 現在、原紛センターには何名の調査官が在籍していますか。

約180名程度だと思います。在籍者の大多数は弁護士

で、その多くが60期代です。また、調査官としての任期は1年間ですが、任期満了後も更新する方が多いです。

調査官同士の横のつながりは強く、調査過程でどのように取り組めばいいのか判断に迷った場合には、調査官同士で積極的に相談をしています。普段から、調査官同士が意見交換しやすいように、オープンな雰囲気がつくられていると思います。

—— 調査官になるためには試験などがあるのでしょうか。

私が調査官に応募したのは弁護士3年目の時でしたが、当時は、弁護士3年目以上は面接のみでした。それより下の期の弁護士については、口頭試験があったようです。

—— 弁護士業務との違いはどのようなところですか。

調査官は、中立的な立場での手続きの進行が求められるため、その点が最も大きく違う点だと思います。

また、調査官業務では、打合せや会議において、調査結果や検討結果を説明する機会が多いです。原紛センターには数多くの法律家が在籍していますが、仲介委員や室長補佐には法曹経験が長いベテランの方々が多く、そうした方々と一緒に仕事をする機会が多いことも特徴として挙げられます。

ただ、調査官業務も弁護士業務も、求められている基本的なスキルは共通していると感じています。

—— なぜ、調査官になろうと思ったのですか。

私は幼少のころは仙台に住んでいましたし、元々東北とは縁がありました。

震災が起きた当時は弁護士1年目でしたが、修習は福島

修習と同じクラスだったので、福島県で弁護士をしていた同期も多くいました。

そのような中で、震災からの復興について、私も何か貢献したいと思っていたところ、原紛センターが調査官を募集していることを知りました。

説明会に参加し、原紛センターに対する申立件数が極めて多く、迅速な審理を行うためには調査官の増員が必要との説明を聞き、私が役に立てることがあればと思い応募し、2013年4月に調査官になりました。

—— 各調査官によって取り扱う案件の特色などはあるのでしょうか。

調査官は、全部で20の係に分かれて配属されるのですが、係ごとにある程度配点される案件の特色はあります。

調査官の配属先の係を決める際に、どの程度の考慮がなされているのかは分かりませんが、事業者案件を多く取り扱う係に簿記の知識がある弁護士や決算書を見慣れている弁護士が配属されるなど、その弁護士のこれまでの経験がある程度考慮されているようです。

—— 調査官業務で苦労されている点や、やりがいを感じる点はどのようなところですか。

原紛センターが設立されてから2年半以上が経過していますが、今も新たな法律上の論点などが出てきます。手続き面においても、集団申立事件等について、申立ごとに審理の進行方法を検討するので、大変苦労することがあります。

ただ、逆に、そうした悩みに悩んだ事案が無事に和解成立に至り、被災者への公正な賠償を実現できたときには、調査官としてのやりがいを感じます。

—— 1日のタイムスケジュールとしてはどのように活動されているのですか。

私は、現在も、弁護士業務を行っており、数件程度の案件を抱えています。調査官になる前のように多くの案件を扱うことはできませんが、時間をやりくりしながら行っています。

調査官としては、週5日・1日5時間45分は原紛センターで業務を行うことが求められています。出勤時間の融通は利きますが、コアタイムが設けられており、私の所属する係では原則午後2時から午後4時までは原紛センターに出所している必要があります。

日中は、原紛センターで調査官業務を行っていますので、弁護士業務を行うのは夜間になることが多いです。

私は、通常は朝9時から10時頃に事務所に出勤し、1～2時間ほど書類作成・電話対応などの弁護士業務を行った後、原紛センターに出所します。原紛センターでは打合せや会議などを行いつつ、合間に調査業務を行います。日によりますが、午後8時頃までは原紛センターで業務を行うことが多いです。その後、再度事務所に出勤し、弁護士業務を行います。依頼者との打合せは夕方以降に行うことが多いです。

—— 最後に、調査官に関心のある方へのメッセージを。

調査官になれば、やはり弁護士業務ができる割合自体は減ります。

そのため、特に若手弁護士にとって、弁護士業務の経験があまり積めないのではないかと懸念される方もいるかもしれません。

しかし、調査官業務は、未曾有の災害であった東日本大震災及び福島第一原発事故に対して、法律家が果たさなければならない社会的責務の一つであると考えていますし、非常にやりがいのある仕事だと思っています。

また、調査官にならなければ得られない経験や人脈などができることは確かですし、それが貴重な財産となると思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

53期

思い出すと勇気が湧いてくる 青春時代



会員 三森 敏明 (53期)

私は第53期であり、司法修習期間が従来の2年間から1年6ヶ月間（前期修習3ヶ月間、実務修習12ヶ月間、後期修習3ヶ月間）に短縮された最初の期にあたる。ロースクールは存在しなかったが、従来の司法修習制度が大きく変わった時期でもあった。同期修習生は約800名弱で、クラスは全部で12組あり、私は7組だった。

前期修習では、たぶん白表紙を使った記録の読み方や事案の検討方法、要件事実などの勉強に取り組んではいるが、実は何を勉強したかをあまり覚えていない。しかし、模擬裁判では被告人役をやったことは覚えている。もっとも、被告人役になった私は、台本を暗記してすらすらと質問に答えていた主質問時は模範的被告人であったが、反対質問時にはおっかない検察官役の容赦ない質問にビビり完全に台本が飛んでしまい、後半は台本を無視して質問に答えることを繰り返したため、検察官役から大騒動を買った。模擬裁判の裁判官役の主文は、過半数が無罪だったと記憶しているが、その理由が弁護人の力量だったか今も分からない（刑弁教官の模擬裁判講評は「弁護人いらずの被告人だったな」というものであったし、検察官役のT君は今でも私を許していない気がする）。

また、私は、7組内に、私が部長、民裁教官が顧問の「美味いカレーを食べ歩く」とのコンセプトを持つ「カレー部」を作った。このカレー部は、現在も不定期ながら続いている（司法修習中は、計10回開催された）。

とにかく、司法研修所や教官の諸先生方のご尽力

もあって、前期修習は忙しくも充実した3ヶ月間だったし、その最後には熱海へクラス旅行もできた。今にして思えば、とても幸せな時代だった、と思う。

実務修習地は、千葉だった。私は、弁護、民裁、刑裁、検察の順番で3ヶ月ずつ修習を受けた。民事裁判官の証拠判断の仕方や事件の見極め方は、今も事件処理の参考にしている。また、検察官の事件処理の見立て、証拠分析、事務官との協働の仕方や被害者への接し方なども興味深かった。千葉には複数の弁護士と司法修習生が交流できるシステムがあったので、それを活用して指導弁護士以外の弁護士とも交流できた点も、良かった。さらに、裁判官や書記官とは、深夜の交流も実践した。これも裁判所、検察庁、千葉県弁護士会の各関係者や諸先輩方のお蔭である。この場を借りて、深く御礼申し上げたい。

後期修習では、2回試験のため起案とその準備に追われた。だから、この時期ばかりは良く勉強したはずである。但し、私生活ではそれなりに潤いもあって、大切な人と出会った。卒業前日は、カレーのメッカである神保町の某インドカレー店を貸し切り、教官やクラスの仲間ら40名ほどで4時間カレーを食べ続けた。7組は、司法研修所を全員が一緒に無事卒業できた。

司法修習は、間違いなく私の青春だった。また、法曹全体で司法修習生に対し法曹としての基礎や心構え等を伝承するシステムは、世界に誇る素晴らしいものだったと思う。司法修習を通じて多くの尊敬できる先輩や仲間に出会うことができたことも、今に繋がる私の大きな財産になった。

「踊る弁護士」を目指して

会員 金湖 恒一郎



我が街北千住

私の所属する法律事務所は、北千住駅西口の「本町センター商店街」の一角にある。たまに北千住が千葉県だと思っている方がいるので念のため申し上げれば、北千住は足立区にあり、足立区は東京の仲間だ。

北千住は、駅前にルミネや丸井もある、お洒落なビッグシティである。ちなみに、「南千住」は荒川区にあるので注意されたい。

当事務所は、地域の皆様に愛されて40年、依頼者には商店街の皆さんも多い。毎日のように顔を合せているので、事件処理が遅れようものなら、「あ、そういえばセンセ、この前お願いした件、どうになりました？」といわれるので気が抜けない。おかげで、スピーディーな事務処理能力が身に付いた（はずである）。

下町らしい人情豊かな街である。人情味が溢れすぎて、たまに法律相談料が佃煮（手作り）になったりするが、それもまたよしである。

英語で Go!

そんな下町の法律事務所にも、英語を使う案件は意外とあったりする。前職（日本航空）で海外支店に駐在していたこともあり、そういった案件は私が対応させていただいている。また、私の所属する期成会の英語部では、「読めばたちまち英語で法律相談ができてしまうトレーニングブック」を作ろうという話で盛り上がっている（タイトルは「法律相談 英語で Go!」と密かに決めている）。

ヘルシーライフ

弁護士たるもの、体が資本。というわけで、週に

一度のジム通いは欠かせないが、最近は健康食品にも手を出している。体脂肪が燃焼しやすくなるコーヒーだの、脂肪がつきにくくなるヨーグルトだの、片っ端から試しているが、試し過ぎて、いったいどれが効いてどれが効かないのかさっぱりわからない。

「踊る弁護士」を目指して

ひょんなことから、タンゴのレッスンを受けるようになった。何事もまず形から入るのが肝心なので、まったくの初心者であるにもかかわらず、タンゴ専用シューズ（しかも色は赤）を買ってみた。この原稿を書いている時点では、まだ商品は届いていないのだが、きっと素敵なおシューズに違いない。なんといっても、アルゼンチン人のタンゴの先生が自ら採寸してくれた、オーダーメイドのシューズである。採寸に際しては、足の型を採るだけでなく、足の甲の高さまで測る念の入れようであった。そこまでしてくれたにもかかわらず、採寸したのはなぜか右足だけであったが。そのあたりのアバウトさも含めてタンゴの奥深さなのだろう。

レッスンは、まずみなで輪になって歩くことから始まるのだが、これが意外と難しい。「下腹に力を入れて、頭から糸で吊されているようなイメージで、体はやや前傾だが猫背にならないように注意して、スタスタ自然に歩け」といわれるのだが、そんなにいろいろ注文されたら、とてもスタスタ歩けたものではない。

その後、サリーダやバルドッサといった基本のステップを教わる。同じ基本ステップでも、先生や上級者の優雅な舞いと、私のギクシャクした動きとでは、天と地ほどの差というか、もはや別の競技である。「踊る弁護士」への道は険しく遠いが、明るく楽しく目指していきたい今日この頃である。

『博士の愛した数式』

2006 年／日本／小泉堯史監督作品

純粹なる数学への情熱と子どもへの愛情、
そしてその想いに応える思いやり

会員 齋藤 北写 (66 期)

『博士の愛した数式』
価 格：¥4,700 + 税
発売元：アズミック
販売元：KADOKAWA 角川書店



制約された記憶

「僕の記憶は80分しかもたない…」印象的なセリフの一つである。天才的な数学者である博士（寺尾聰）の記憶は80分しかもたない。交通事故の後遺症で事故以前の記憶は鮮明に残っているものの、事故後の記憶はきっちり80分ごとにリセットされてしまう。そのため博士の服には未来の自分に向けたメモがたくさん留められている。

そんな博士のところに1人の家政婦（深津絵里）がやってくる。

心地よいリフレイン

家政婦が博士の家を訪ねる度に博士は決まって靴のサイズを尋ねる。「君の靴のサイズはいくつかね?」, 「24です」, 「ほお, 実に潔い数字だ。4の階乗だ」とお決まりのやり取り。数字を愛する博士流の初対面の人とのコミュニケーションなのである。最初はぎこちなかったこのやり取りも, 日が経つにつれ家政婦が博士のことを理解し, 嬉しそうに「24です。4の階乗です」と答えるようになり, 小気味のいいやり取りとなっていく。

映画を観ている者としては「また出てきた」となぜか楽しみにしてしまうお決まりのシーンとなっている。

子どもへの果てしない愛情

ある日, 博士は家政婦には10歳の息子がおり, 家でひとり留守番していることを知る。博士は母である家政婦が息子の世話をせずに自分の世話をしていることに心を痛め, 博士の家に息子連れて来ようとした家政婦に約束させる。息子が博士の家を訪ねると, 博士は息子の平らな頭をなでながら, 「ルート」と名付けた。「√」はどんな数字でも嫌がらずに自分の中にかくまっ

てやる記号なので, そんな寛大な心を持つようにとの願いが込められている。

博士は自分が数学雑誌への投稿で賞を獲得しても喜ばず, お祝いすることにも全く乗り気でなかった。しかし, ルートの誕生祝いも兼ねたお祝いだと聞くと一転する。「子どもには祝福が必要だ」と言って, 嬉々としてお祝いの日にちをメモに残した。博士にとって子どもは絶対的に愛情を注ぐべき存在なのである。

博士の想いに応える

博士との生活はどうしても同じことの繰り返しにならざるを得ない。そんな中で, 家政婦はルートに博士に対して決して「その話は前に聞いた」とは言わないことを確認する。博士の記憶がリセットされることを当然のこととして受け入れていたルートは, あたりまえのことにように応じていた。

博士の想いが2人に伝わり, 2人が自然と博士を思いやる。そんな3人の関係性がとても清々しく感じられた。そして, 博士の記憶はリセットされているはずなのに, 3人の間の信頼関係はだんだんと築き上げられていくように思われる。

おわりに

本作では, 至るところに数学用語や数式を使った表現がちりばめられている。自然数, 素数, 友愛数, 完全数, オイラーの公式など。これらが博士の口から語られたとき, 数字は個性を持ち, 見事な感情表現となるから不思議である。その詳細は是非作品を観て確認していただきたい。

本作を見終えるころにはみなさんの心にも「√」な気持ちが芽生えていることでしょう。

コーヒブレイク



スール(南)へ。

会員 藤沢 抱一 (27 期)



2013年12月9日
インド洋上で赤道越え記念

2013年11月22日、横浜大栈橋から105日間の南回り世界一周のクルーズに出た。インド洋、南大西洋、南太平洋の旅である。陸上27日、寄港地17、海上78日、変化に富んだ旅だった。

海へ

海は黒からコバルトブルーの間で色を変え、南極近海はプランクトンが豊富で濃い緑であった。荒れた時は風速20メートル、波高7メートルに達した。日の出、日没の空は、ピンク、オレンジに染まり、夜、オリオン、シリウス、南十字、それを結ぶ天の川の世界。インド洋で赤道を越え南緯へ。大西洋で暑い正月を迎え、船上では年越パーティー、カウントダウン、新年の挨拶、餅搗きが繰り広げられた。

島へ

インド洋上のモルジブ、モーリシャス、マダガスカル、南太平洋上のイースター島、タヒチと寄港した。市場の活況が印象的だ。魚、肉が冷蔵、冷凍装置のない飯台に並べられ、衣類、雑貨などが売られている。人々が集まり、近くにバスターミナルがあり、街の中心となっている。人々は温和で優しい。タヒチではバスを待つ間、2人から「同乗したら」と声を掛けられた。

アフリカ大陸へ

南アフリカ北部ダーバンに上陸した。動物公園、水上公園に行き、ジープ、船で動物等の生活圏に入り楽しんだ。広大で動物達は侵入者を気にすることなく悠々と動き回っていた。

12月25日、朝靄の中南部ケープタウンに入港した。街の背後にテーブルマウンテンが立ち上っている。海からマウンテンに向い緩い登りで街が出来上がっている。道路・公園等都市基盤の整備がされており、島との差を感じた。港にはオットセイが遊び愛嬌をふりまいていた。

南米大陸へ

リオデジャネイロは、クリスマスディナーを一緒した御夫人が同行した。地下鉄、バスで移動し、夜明前船からライトアップされたキリスト像が見えたコルコバートの丘から博物館

へ。そこは充実し、シーラカンス・ミイラ・隕石の展示が印象的であった。60才以上は国籍に関係なく無料と言われ感激。しかし、我々が60才以上とどのように判断したのだろうか。夕食は名物ビーフ料理1セット頼んだ。ビーフ、ソーセージそれぞれ3枚、ポテトフライ、ライス、それぞれの皿山盛。2人で食べきれぬ量ではなかった。

ブエノスアイレスは素敵で気に入った街。南米のパリと称されるのも頷ける。鉄道の玄関レティーロ駅は最高で、古い石造りの駅舎は大きく、ドームになっており目を見張った。コロソ劇場、隣の最高裁判所は、コロニアル式の重厚な佇まいを見せていた。タンゴ発祥のボカ地区に行くと、至る所でタンゴが演奏され、歌があり、踊りがあった。中心部から放射線状に地下鉄が走り、始発駅から終点まで30分程乗り、郊外の住宅地は落ち着いた街だった。

南極に一番近い街アルゼンチンのウッシュアイアで冠雪の山と海の間8キロを散歩し自然を満喫した。塩ゆでの蟹は美味であった。ペルーでマチュピチュに1泊2日の旅をした。天空の都市。文化、技術、努力に改めて息を呑む。クスコよりインカ道徒歩で3日間のコースがあり、次回挑戦したい。リマ市内で2日過した。リマ旧市街は、世界遺産に指定され、コロニアル式の建築物が多くを占め、カテドラル、教会、政府庁舎等は目を引いた。夜、ネオンがなく、街灯に照らし出されるそれらの建物は幻想的であった。

私は、1995年頃、ペルー人女性マリア(仮名)の窃盗事件を国選で受任した。小太り中背、40才位、控え目で愛嬌があった。無罪。彼女は弁護費用のことを心配した。私は以前、フランスで指を怪我し公立病院で治療を受けた。支払の時会計はクローズしており、職員は明日というが帰国の為無理だった。職員はさり気なく「フランスからのプレゼントだ」と小粋に言った。

彼女に「日本からのプレゼント」と伝えた。粋な言い方は出来なかったが。刑事補償金200万円を送金した。家を買える額だ。リマで多くのマリアに出会った。アディオス・スール。

法学・法哲学

『法と実務 10』日弁連法務研究財団／商事法務
『社会と主権』大野達司／法政大学現代法研究所

外国法

『大韓弁護士協会「2012北朝鮮人権白書」東京弁護士会による日本語訳』東京弁護士会人権擁護委員会／東京弁護士会人権擁護委員会国際人権部会
『中国動産抵当制度』金文静／信山社
『フランス民法典 家族・相続関係』法務大臣官房司法法制調査部／法書会
『ドイツ弁護士法と労働法の現在』森勇／中央大学出版部

国会

『立法学 第3版』中島誠／法律文化社

行政法

『新・情報公開法の逐条解説 第6版』宇賀克也／有斐閣
『行政手続三法の解説 行政手続法、行政手続オンライン化法、番号法』宇賀克也／学陽書房
『国家賠償法コンメンタール 第2版』西莚章／勁草書房
『災害対策基本法改正ガイドブック 平成24年及び平成25年改正』災害対策法制研究会／大成出版社

警察法

『注釈警察官職務執行法 4訂版』古谷洋一／立花書房
『執務資料道路交通法解説 16訂版』道路交通執務研究会／東京法令出版

税法

『租税法 第19版』金子宏／弘文堂
『Q&A企業組織再編の会計と税務 第5版』税理士法人山田&パートナーズ／税務経理協会
『Q&A移転価格の税務調査』伊藤雄二／税務経理協会
『譲渡所得・山林所得・株式等の譲渡所得等関係租税特別措置法通達逐条解説 平成26年版』一色広己／大蔵財務協会
『措置法通達逐条解説 法人税関係 平成26年版』大澤幸宏／財経詳報社
『弁護士の業務に役立つ相続税』遠藤常二郎／三協法規出版
『株式譲渡・相続・贈与に役立つ非上場株式評価のQ&A』松本好正／大蔵財務協会
『固定資産税「違法の可能性を有する土地評価」詳解』阿部祐一郎／ぎょうせい

民法

『民法（債権関係）部会資料集 第2集（第7巻）第50回～第54回会議議事録と部会資料』商事法務／商事法務

『契約書式の作成全集 改訂版』自由国民社
『契約実務と法 改訂版』河村寛治／第一法規
『Q&A名誉毀損の法律実務』岡村久道／民事法研究会
『逐条講義製造物責任法』土庫澄子／勁草書房
『遺言・相続法務の最前線』遺言・相続実務問題研究会／新日本法規出版
『登記官からみた相続登記のポイント』青木登／新日本法規出版
『ケース別遺産分割協議書作成マニュアル』永石一郎／新日本法規出版
『借地借家契約特約・禁止条項集』江口正夫／新日本法規出版
『事例に学ぶ建物明渡事件入門』松浦裕介／民事法研究会
『筆界特定事例集 2』東京法務局不動産登記部門／日本加除出版
『誰でも使える民事信託 財産管理・後見・中小企業承継・まちづくり etc. 活用の実務』今川嘉文／日本加除出版
『信託を活用したケース別相続・贈与・事業承継対策』高橋倫彦／日本法令
『信託における忠実義務の展開と機能』姜雪蓮／信山社
『戸籍と国籍の近現代史』遠藤正敬／明石書店
『最新区分所有法の解説 5訂版』渡辺晋／住宅新報社
『自動車保険の概況 平成24年度』損害保険料率算出機構／損害保険料率算出機構

会社法

『詳解個人情報保護法と企業法務 第5版』菅原貴与志／民事法研究会
『非上場株式の評価鑑定集』河本一郎／成文堂
『株主総会の準備実務・想定問答 平成26年』日比谷パーク法律事務所／中央経済社
『事業報告記載事項の分析』三菱UFJ信託銀行／商事法務
『臨時報告書における議案別議決権行使結果とその分析』みずほ信託銀行／商事法務
『法務Q&A会計不正対応と予防のポイント』樋口達／中央経済社
『会社法決算書作成ハンドブック 2014年版』太田達也／商事法務

刑法・刑事法

『現代社会と刑法』曾根威彦／成文堂
『交通事故捜査の手法 第2版』宮成正典／立花書房
『特別刑事法犯の理論と捜査 2 証券犯罪 選挙犯罪 環境犯罪 知能犯』城祐一郎／立花書房
『Q&A実例検証・実況見分・鑑定の実際』中川深雪／立花書房
『司法解剖の結果開示に関する報告書』東京三弁護士会医療関係事件検討協議会／東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁

護士会

『これが秘密保護法だ全条文徹底批判』自由法書団／合同出版
『緊急集会「秘密保護法に異議あり!!」』奈良弁護士会／奈良弁護士会

司法行政・司法制度

『現代社会と弁護士』古賀正義／信山社
『弁護士生活のつれづれ』古賀正義／信山社
『広島弁護士会沿革誌 6 昭和戦前編・下』広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会／広島修道大学
『弁護士懲戒事件議決例集 第16集』日本弁護士連合会懲戒委員会／日本弁護士連合会
『小さな歴史家をめざして 私の弁護士時代』田川和幸／日本評論社
『61期/65期対象「弁護士就業問題」等に関するアンケート分析結果』東京弁護士会新進会員活動委員会／東京弁護士会新進会員活動委員会
『登録5年目(57期・58期・59期)対象「弁護士就業状況等調査」アンケート集約結果』東京弁護士会新進会員活動委員会／東京弁護士会新進会員活動委員会
『福岡県弁護士会の人権擁護活動 2013』福岡県弁護士会／福岡県弁護士会

訴訟手続法

『コンメンタール民事訴訟法 第2版追補版1』菊井維大／日本評論社
『民事事実認定と立証活動 第1巻』加藤新太郎／判例タイムズ社
『大阪地方裁判所における競売不動産評価運用基準』大阪地方裁判所民事執行研究会／判例タイムズ社
『民事執行法』山本和彦／日本評論社
『民事執行 補訂版』齋藤隆／青林書院
『民事保全法』山本和彦／日本評論社
『夫婦間紛争とADR』ADR4年間の歩みと課題・冊子編集委員会／家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室
『提言倒産法改正 続々』倒産法改正研究会／金融財政事情研究会
『破産管財BASIC』破産管財実務研究会／民事法研究会
『破産・民事再生の実務 第3版 破産編』東京地方裁判所破産再生実務研究会／金融財政事情研究会
『クレジット・サラ金処理の手引 5訂版補訂』東京弁護士会
『中小企業再生の実務 金融機関対応と法的手続き』濱田法男／日本評論社
『「子どもの引渡し」の法律と実務 3訂版』大江千佳／清文社
『実務ガイド新・会社非訟』松田亨／金融財政事情研究会
『刑事訴訟法 第2版』三井誠／日本評論社
『ケースブック刑事訴訟法 第4版』井上正仁／有斐閣

少年法

『少年事件の裁判員裁判』 武内謙治／現代人文社
『少年たちの贖罪』 青島多津子／日本評論社

経済産業法

『消費者団体訴訟制度差止請求事例集』 消費者庁
『企業結合ガイドライン』 田辺治／商事法務
『日本の漁業権制度』 田平紀男／法律文化社
『新編漁業法詳解 増補4訂版』 金田禎之／成山堂書店
『原発の底で働いて 浜岡原発と原発下請労働者の死』 高杉晋吾／緑風出版
『建設業許可Q&A 第7版』 全国建行協／日刊建設通信新聞社
『事例詳解インサイダー取引規制』 白井真／金融財政事情研究会
『平成24・25年インサイダー取引規制関係改正資料』 商事法務
『企業法制の将来展望 2014年度版』 神作裕之／資本市場研究会
『投資ファンドのすべて 完全版』 光定洋介／金融財政事情研究会
『先物取引裁判例集 70』 先物取引被害全国研究会／先物取引被害全国研究会
『特定商取引に関する法律の解説 平成24年版』 消費者庁取引対策課／商事法務
『図解カードビジネスの戦略 第2版』 本田元／中央経済社
『Q&A よくわかる高齢者への投資勧誘・販売ルール』 香月裕爾／金融財政事情研究会
『デリバティブ取引のすべて』 三菱東京UFJ銀行／さんざい
『域外適用法令のすべて』 アンダーソン毛利友常法律事務所／さんざい
『海外進出企業の資金・為替管理Q&A』 佐和周／中央経済社
『3つのステージで考えるアジア事業投資とコンプライアンス戦略』 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）／中央経済社

無体財産法

『知的財産権判例研究 4「知財管理」判例研究360号記念』 仙元隆一郎／日本知的財産協会
『知的財産契約実務ガイドブック』 石田正泰／発明協会
『実務者のための著作権ハンドブック 第9版』 著作権法令研究会／著作権情報センター
『美術作家の著作権』 福王寺一彦／里文出版
『私的録音録画に関する実態調査』 著作権情報センター附属著作権研究所

労働法

『労働法の争点』 土田道夫／有斐閣
『実務に効く労働判例精選』 岩村正彦／有

斐閣

『人事が伝える労務管理の基本』 本田和盛／労務行政
『労働者の損害賠償責任』 細谷越史／成文堂
『予防・解決職場のパワハラセクハラメンタルヘルス』 水谷英夫／日本加除出版
『高齢社会の労働市場分析』 松浦司／中央大学出版部
『IT企業の法務と労務実務マニュアル』 三修社
『社会福祉施設・事業者のための労働基準法、労働契約法、高齢者法、育児法、均等法等Q&A 2013年版』 東京都社会福祉協議会／東京都社会福祉協議会
『賃金・人事データ総覧 2014年版』 労務行政研究所／労務行政
『最低賃金決定要覧 平成26年度版』 労働調査会／労働調査会
『労働時間管理Q&A100問』 藤田進太郎／三協法規出版
『就業規則ハンドブック 改訂4版』 産労総合研究所／産労総合研究所出版部経営書院
『送検理由に学ぶ労働法の理解』 黒崎由行／労働調査会
『春季労使交渉・労使協議の手引き 2014年版』 日本経済団体連合会／経団連出版
『過労死（脳・心臓疾患）労災認定のしくみ 改訂』 労災保険情報センター
『元厚生労働事務官が解説する労災保険実務講座』 高橋健／日本法令
『建設業の労災保険実務問答』 労働調査会／労働調査会
『働きながら出産・育児・介護』 東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
『東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書 平成25年度』 東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
『均等法と育児・介護休業法で会社は変わる！』 布施直春／労働調査会
『ストレス性疾患と労災救済 日米台の比較法的考察』 徐婉寧／信山社
『日韓比較労働法 1 労働法の基本概念』 西谷敏／旬報社
『日韓比較労働法 2 雇用終了と労働基本権』 西谷敏／旬報社

社会福祉法

『はじき出された子どもたち 社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』 土屋敦／勁草書房

医事法

『多様化する患者側弁護士の役割を果たすために』 医療事故情報センター
『安全な産科医療をめざして』 医療事故情報センター
『院内メディエーターのあり方を考える』 医療事故情報センター
『死因究明制度を考える』 医療事故情報セ

ンター

『医療事故調査のための第三者機関の創設を願って』 医療事故情報センター
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第13回』 山口齊昭／医療事故情報センター
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第14回』 円谷峻／医療事故情報センター
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第16回』 赤松岳／医療事故情報センター
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第17回』 小笠豊／医療事故情報センター
『医事法判例百選 第2版』 甲斐克則／有斐閣
『理事長・院長・実務家のための医療法人の事業承継Q&A』 日本公認会計士協会／実務出版
『医療事件の実務 その2 訴訟編』 梶浦明裕／東京法律相談運営連絡協議会

薬事法

『肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究』 龍岡資晃／龍岡資晃
『薬事ハンドブック 2014』 じほう

衛生法

『早わかり食品衛生法 新訂第5版』 日本食品衛生協会
『逐条解説予防接種法』 中央法規出版

宗教法

『宗教法人の法律問題 改訂新版』 山本雅道／早稲田出版
『世界は宗教とこうしてつきあっている 社会人の宗教リテラシー入門』 山中弘／弘文堂
『宗教法人会計のすべて 改訂版「宗教法人会計の指針」逐条解説と会計・税務実務』 田中義幸／税務経理協会

教育法

『「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」講演録 平成25年度』 日本体育協会日本スポーツ少年団／日本体育協会日本スポーツ少年団 スポーツ安全協会 日本スポーツ法学会

国際法

『国際行政論』 城山英明／有斐閣
『新EU法 基礎編』 庄司克宏／岩波書店
『国際関係私法の挑戦 中央大学・ミュンスター大学交流25周年記念』 山内惟介／中央大学出版部
『アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ』 藤田友敬／商事法務

書式集

『新・書式全書 民事訴訟手続』 横田康祐／酒井書店
『英文ビジネス契約書大辞典 増補改訂版』 山本孝夫／日本経済新聞出版社

飯塚事件の再審棄却決定に関する会長声明

2014年3月31日、福岡地方裁判所は、いわゆる「飯塚事件」に関する再審請求につき再審請求を棄却する旨の決定を行った。

本件は、1992年2月20日、福岡県飯塚市においていずれも当時7歳の女兒2名が登校中に失踪し、翌日遺体が発見された事件であり、久間三千年氏が略取誘拐、殺人、死体遺棄の容疑で逮捕・起訴された。久間氏は本件への関与を否認していたが、1999年9月29日、第1審福岡地方裁判所は死刑判決を言い渡し、その後、控訴、上告も棄却され、2006年10月8日、死刑判決が確定した。

久間氏は、その後も無罪を訴え、再審請求の準備をしていたが、死刑判決の確定から約2年後の2008年10月28日、死刑が執行された。そのため、無辜の者が誤った刑事手続によって殺されたと考えた遺族によって再審請求が行われていたものである。

今回の決定は、確定判決が有罪認定の重要な根拠としていたDNA型鑑定について、弁護士提出の鑑定書等によって「確定判決当時よりも慎重な評価をすべき状況に至っている」と認めた。しかし、「他方で、これが一致しないと認めることもできないのであり、両者の可能性がある」とし、さらに、その余の状況事実を総合した場合、久間氏が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がされていることに変わりはないとして、弁護士提出の鑑定書等に「証拠の明白性」（刑事訴訟法435条6号にいう有罪の言い渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき「明らかな証拠」といえるか）を認めず、再審請求を棄却した。

確定判決の有罪の主たる根拠のひとつとなっていた科警研のDNA型鑑定の証明力が大いに減じていると認めながら、捜査機関が被害者両名以外の者（犯人）由来の血液が付着した資料

を残しておらず、そのため、その再鑑定を行うことができない事情があることについて、結果として、再審請求人に不利益に扱っており、当会としては容認できないものである。

わが国では、死刑事件について既に4件もの再審無罪判決が確定しており（免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件）、死刑事件においても誤判が存在したことが明らかとなっている。

また、無期懲役事件においても近時、足利事件、布川事件、東電OL殺人事件について、それぞれ再審無罪判決が言い渡され、確定している。

さらに、死刑事件である袴田事件について、静岡地方裁判所は、本年3月27日、再審開始決定、死刑及び拘置の停止決定をした。

日本弁護士連合会は、2011年10月、人権大会において、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択しており、これをうけた当会も、2012年11月に死刑制度検討協議会を設置し、廃止も含めた死刑制度のあり方について、調査、研究を行っている。また、人権擁護委員会に再審部会を設置して、冤罪防止へ向けた取り組みを行っている。

冤罪は国家による最大の人権侵害である。とりわけ誤った死刑判決が執行されてしまえば、取り返しがつかない。

当会は、誤った裁判による死刑執行がなされないよう、死刑確定者に対する死刑の執行を停止することを求める。冤罪を訴え、再審の支援を求める多くの声にこたえるため、今後も、その救済に向けて、より一層の努力をしていく所存である。

2014年4月15日

東京弁護士会会長 高中 正彦

「防衛装備移転三原則」に反対する会長声明

政府は2014（平成26）年4月1日、防衛装備移転三原則を国家安全保障会議及び閣議において決定し、同日、国家安全保障会議においてその運用指針を決定した。これらは、日本国憲法の平和主義に基づく国是として確立され、長らく政府が遵守してきた武器輸出三原則（禁輸原則）を廃止するという、我が国の平和国家としての理念を大きく変質させるものであり、看過できない。

いうまでもなく、武器輸出三原則は、1967（昭和42）年の佐藤首相による国会答弁及び1976（昭和51）年の三木内閣の政府統一見解の表明によって定められたものであり、いずれも国会での十分な審議を経て、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とした憲法9条の理念に則った国是として確立され、非核三原則とともに世界に高らかに掲げてきたのである。この原則は、半世紀近くに亘って我が国の基本方針として堅持されてきた。

しかるに、政府は今般、武器輸出三原則を放棄し、名称も変えて「防衛装備移転三原則」を策定した。

新三原則のうちの第一の原則は、「移転（輸出）を禁止する場

合の明確化」であり、(1)日本が締結した条約などの国際約束に違反する場合、(2)当該移転が国連安全保障理事会決議に違反する場合、(3)紛争当事国（国連安保理が制裁措置をとっている対象国）への移転となる場合の海外移転を禁じるものである。しかし、これまでの武器輸出三原則が「紛争当事国」だけではなく「そのおそれのある国」向けの輸出も禁じていたのに、これを除外して大幅に緩めている点は見逃せない。

第二の原則は、「移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開」である。輸出は、平和貢献・国際協力の積極的推進とわが国の安全保障に資する場合に認める、としているが、極めて抽象的であるため拡大解釈される余地が大きく、武力紛争を助長するような不適切な輸出の歯止めとならない。そのうえ、米国など同盟国との武器の共同開発、生産や安全保障・防衛分野における協力の強化・装備品の維持などは無条件に安全保障に資する場合として例示しており、これでは「移転の限定」、「厳格審査」は名ばかりとなる恐れがある。

第三の原則は、「目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保」をその内容とする。相手国政府に目的外使用及び第三

国移転についてわが国の事前同意を義務づけるとしているが、国際共同開発などの場合には相手国の管理体制を確認すればわが国の事前同意を不要とするなど、広く例外が認められており、適正な管理が確保できるか疑問である。

以上のように、新三原則の策定は、

- 1 武器輸出を原則禁止から原則容認へと転換するものであり、武器を輸出しない平和国家として国際的な役割を果たしてきたわが国の歩みを変質させ、
- 2 外国との武器の共同開発やライセンス生産に道を開き、ひいてはこれが紛争当事国に使われる危険性があり、
- 3 米国など同盟国が紛争当事国となった場合も、我が国がそれらの国に武器輸出を続けることを許し、実質的に我が国をその武力紛争に参戦させる恐れのあるもので、
- 4 国是である武器輸出三原則を、国会での審議も経ず内閣の閣議決定で破棄・変更するもので、これまで武器輸出三原則

を承認してきた国会を軽視し、

- 5 周辺諸国に対し、日本の軍事大国化を危惧させ、さらには軍拡への口実を与えかねない、ものであって、認めることはできない。

そして、今回の突然の閣議決定による防衛装備移転三原則の策定は、憲法9条に戦争と武力の放棄、戦力の不保持を定め、徹底した恒久平和主義に立脚する平和国家日本を変質させるもので、集団的自衛権容認に向けた憲法解釈の変更の動きと相俟って立憲主義に反するものである。

よって、当会は、憲法の定める基本的人権の擁護を使命とするものとして、立憲主義堅持の立場から防衛装備移転三原則の策定に対し、強く抗議し、その撤回を求める。

2014年4月15日

東京弁護士会会長 高中 正彦

少年法「改正」法成立を受けての会長声明

- 1 去る4月11日、国選付添人選任及び検察官関与の対象事件の範囲を拡大し、少年に対する刑事罰の上限を引き上げて厳罰化を図ることを内容とする少年法「改正」法が参議院本会議で可決成立した。

「改正」法の内容のうち、国選付添人選任の対象事件の範囲拡大は、当会でもいち早く2004（平成16）年10月に身体拘束事件全件付添人制度（当番付添人制度）を立ち上げて、弁護士から徴収した会費で付添人報酬を賄いながら、国費化の実現を強く求めてきたものであり、いまだ対象事件が身体拘束事件全件に至っていないという問題を残すとしても、一定の前進を見たことは高く評価するものである。

しかし、検察官関与対象事件の範囲拡大及び少年刑の厳罰化は、子どもの権利条約及び少年法の理念に反するものであることから、当会は一貫して反対してきたのであり、力及ばず「改正」に至ったことは誠に残念である。

少年法は少年の成長発達権保障を理念とする。非行を犯すに至った少年は、その多くが、成育歴の中で、虐待、いじめ、体罰等の被害者であったり、貧困の中にあたりして、子ども期の成長発達権が十分に保障されず、そのために、心身の成長が遅れたり歪んだりして、社会適応がうまくできなくて非行に陥ってしまうという構図がある。したがって、少年の更生を図るためには、何よりも、司法手続及び処遇の各過程において、少年の成長発達権を保障し、少年の「育ち直し」の機会を保障することが必要なのである。

ところが、検察官関与制度及び厳罰化は、以下のとおり、この理念に逆行するものである。

- 2 (1) 検察官関与制度の問題

少年審判における検察官関与制度は、「事実認定の適正化を図る」として、2000（平成12）年に導入された。

しかし、これは、非行を犯したとされる少年たちの実像を踏まえない空論であり、実際には、少年審判の場で糾問的な質問をすることで、少年が心を閉ざして真実を語らなくなることによって、事実認定を歪めることになりかねない危険をはらむ制度である。また、少年が心を閉ざしてしま

うと、仮に審理の結果、非行事実が認定された場合にも、少年が自ら反省を深めていくことにより更生しようとする契機が失われてしまいかねない。

しかも、少年審判は職権主義的審問構造をとっており予断排除原則や伝聞法則がないために、裁判官は、捜査官が収集した証拠を全て読み込んで少年は「有罪」であるとの心証を持って審判に臨むのであり、そこに検察官が関与することは、成人の刑事裁判以上に少年を不利な立場に立たせることになる。

そのため、当会は、2000（平成12）年9月29日及び同年11月28日に会長声明を發出し、検察官関与制度の導入に強く反対した。

- (2) 厳罰化の問題

少年刑の厳罰化については、成人の刑との均衡を図り、裁判所の裁量の幅を広げることにより、少年に対する科刑の適正化を図るものと説明されている。

しかし、少年刑は、少年の人格の未熟さゆえに犯罪に対する責任が類型的に減少すること、可塑性を有する少年は、成人と比較して短期間の教育的処遇により大きく更生することから、成人に対する刑とは異なる独自の理念に基づいているものである。成人の刑との均衡を図るという考え方は、少年刑の独自の理念・特質を理解していないものと言わざるを得ない。

また、少年刑務所は、少年院と異なり、教育を主たる目的とする施設ではなく、少年受刑者に対する成長発達権保障の観点からは不十分である。心身の発達の途上にある少年に、重い拘禁刑を科して長期間社会から隔離することは、社会復帰を困難にし、かえって再犯のおそれを高めることになりかねない。

- 3 なお、本「改正」法には、衆参両院の法務委員会において、検察官関与の必要性判断が法の趣旨に則った適正な運用がなされるよう留意する旨や、少年刑務所等における矯正処遇と社会復帰後の更生保護及び児童福祉とが継続性を持って行われ、仮釈放等の運用が一層適正に行われるよう、少年に対す

る支援のあり方について検討を行う旨の附帯決議がなされた。

当会は、上記附帯決議の趣旨に則り、安易な検察官関与や少年に対する厳罰化が決してなされることのないよう、今後の「改正」法の運用を注視していく。

そして、弁護士が付添人ないし弁護人として、少年法の理念を正しく手続に反映し、また、社会復帰までの長期的な視点で少年の成長発達権を保障することができるよう、質の高い活動の担い手の育成に努める所存である。

さらには、本「改正」法の問題点を改めて明らかにし、子

どもの権利条約の理念に適合する少年司法法制のあり方について検討し、2000（平成12）年少年法「改正」以降の少年審判の刑事裁判化や少年に対する厳罰化の流れを押しとどめる努力をするのみならず、2000年「改正」を所与の前提とすることなく、あるべき少年審判や少年の刑事裁判制度を追求し、真の改正を提言していく所存である。

2014年4月15日

東京弁護士会会長 高中 正彦

教科書無償措置法「改正」法成立を受けての会長声明

去る4月9日、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（教科書無償措置法）の改正法が参議院本会議で可決成立した。この改正法は、複数の市町村により教科書の採択地区を構成する場合に、当該採択地区内の市町村の教育委員会に、採択地区協議会の協議の結果に基づく教科書の採択を義務づけること等を内容とするものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）は、教科書の採択を教育委員会の権限としているが（同法23条6号）、その趣旨は、地方教育行政における政治的中立性や教育の自主性・自律性を確保し、憲法及び子どもの権利条約が保障する子どもの学習権、成長発達権を充足しようとする点にある。

しかし、教科書無償措置法の改正法は、採択地区協議会の協議結果に基づく教科書の採択を義務づけることにより、市町村の教育委員会が有する教科書採択権限を実質的に奪うものであり、教育内容に対する政治的介入や国家管理を招き、ひいては子どもの学習権を侵害するおそれ大きい。採択地区協議会制度は、従来から存在した共同採択地区制度をより実効化しようとしたものであるが、そもそも、教科書無償措置法が採択地区

制度を採用した目的は、「無償措置の円滑な実施」（同法1条）、すなわち教科書の無償措置手続の効率化にある。かかる目的を実現するために、採択地区内の市町村の教育委員会が有する教科書採択権限を失わせてまで、無償措置の円滑な実施を貫かなばならないという必要性・合理性は到底認められない。特に、今回の改正法の国会提出の契機が、沖縄県の竹富町教育委員会が、同町が所属する採択地区協議会で答申された教科書とは異なる、現政権が好ましくないと考えていると思われる教科書を採択したことにあつたことを考えると、今回の改正により教育内容への政治的介入や国家管理を招来しかねないとの危惧を強く抱かざるを得ない。

当会は、教育内容に対する政治的介入や国家管理を招くことのないよう、教科書無償措置法改正法の今後の運用を注視し、教育現場における子どもの学習権、成長発達権が保障されるよう支援していく決意である。

2014年4月15日

東京弁護士会会長 高中 正彦

商品先物取引法の施行規則改正による不招請勧誘禁止の大幅緩和に反対する会長声明

経済産業省、農林水産省は、本年4月5日、商品先物取引法施行規則（規則102条の2）改正案をパブリックコメントに付したが、その改正案ではハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が70歳未満であること、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあることについての顧客の理解度等を書面により確認した場合に限る）を不招請勧誘の禁止の適用除外とすることとしている。

不招請勧誘（顧客の要請によらない訪問・電話勧誘）の禁止規定は、商品先物取引による深刻な被害が長年にわたり発生し続け、業者に対する他の行為規制では沈静化しなかったため、2011（平成23）年1月施行の商品先物取引法で導入された。この導入により消費者被害は激減しており、不招請勧誘禁止が消費者被害防止の決め手であることが認められた。

今般、経済産業省、農林水産省が、施行規則の不招請勧誘禁止の除外事由を大幅に緩和するなら、再び被害を多発させる

ことになるのは火を見るより明らかである。

とくに、改正案のうち、70歳未満の個人顧客に対し、7日間の熟慮期間を設け、取引のリスク性に対する理解度の確認さえ行えば、不招請勧誘禁止の例外として認めるとの部分は、70歳未満に対する不招請勧誘をほぼ全面解禁するに等しいものであって、当会は到底見過ごすことができない。熟慮期間を設けた契約は、かつての海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に14日間の熟慮期間を設ける類似規定があり、また、理解度等を書面で確認する方法も、過去に類似の例をいくつも置きながらいずれも顧客保護のために全く機能しなかった。

そもそも不招請勧誘の一番の問題点は、商品先物取引の知識がなく、関心もない者に対し、専門業者の従業員が、その仕組みや危険性について十分な説明を行わず、独特の甘言を用いて取引に引き込むことにある。勧誘を受け取引に引き込まれた者は、従業員の甘言を信じ込んでいるので、7日間程度の期間では翻意の可能性は低く、またいかなる書面であろうと業者の従業員の指

示に従って作成してしまう。この程度の障壁を設けてみても、不招請勧誘の持つ問題点を払拭することはできないのであって、今回の適用除外事由を大幅に拡大する施行規則の改正案は、実質的には70歳未満に対する不招請勧誘の解禁に等しいものである。

また、今回の改正案は省令の改正についてであるが、政令で指定した取引について不招請勧誘を禁ずる商品先物取引法第214条第9号は、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」として、省令による除外事由については「委託者等の保護に欠けないこと」「取引の公正を害するおそれのない行為であること」という一定の枠をはめている。今回の熟慮期間の設定、理解度の書面による確認のいずれもが、過去の経験に照らし委託者等を保護するのに実効性がないものである以上、それをもって不招請勧誘禁止の適用除外とする施行規則は、商品先物取引法の趣

旨に適合せず、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものである。

なお、今回、商品先物取引業者等の監督の基本的な指針も同時に改正するとして、改正案が示されているが、その改正案も、いずれも過去において自主規制として定められ、あるいはガイドラインに記載されていたが、多くの潜脱事案が被害事例として報告されており、その有効性にははなはだ疑問がある。

当会は、過去において一貫して商品先物取引被害を撲滅すべく会長声明を出すなどの活動をしてきたところであるが、消費者保護の観点から、今般の経済産業省・農林水産省の商品先物取引法の施行規則改正による不招請勧誘禁止の大幅緩和に強く反対する。

2014年4月22日

東京弁護士会会長 高中 正彦

東日本入国管理センターにおける2件の被収容者死亡事件に関する会長声明

茨城県牛久市所在の入国者収容所東日本入国管理センターで、去る3月28日にイラン国籍の被収容者が、3月30日にはカメルーン国籍の被収容者が死亡するという事件が相次いで起こった。

当局の発表によれば、イラン国籍の被収容者は、食事をのどに詰まらせて意識不明となり、病院に運ばれたが翌日に死亡し、カメルーン国籍の被収容者は、数日前に体調不良を訴え、医師の診断を受けていたが、重篤でないと判断され、一人部屋に戻された後、意識不明の状態で見つかり、搬送先の病院で死亡したとのことである。

同センター内での医療体制が不十分であることは、入国者収容所等視察委員会からも毎年指摘されていた。また、同センター内の医療体制については、国連の拷問禁止委員会からも懸念が示されている。

これらの国内外における指摘があったにもかかわらず、医療体制について適切な整備がなされないまま、今回のように、極めて短い間に、2名もの被収容者が、適切な医療措置を受けられず死亡するに至ったことに対する、同センター及びこれを所管する法務省入国管理局の責任は重大である。

被収容者の健康を維持するのは入国者収容所長の責務であるが（被収容者処遇規則30条参照）、当局が今回の事件において、かかる責務を果たせなかったことが明らかである以上、法務省は亡くなった方々のご遺族に対して、速やかに事実の詳細な説明を行うなど誠実な対応をすべきである。

また、今後も同様の事態が発生することを防ぐためにも、これらの事件については、入国者収容所等視察委員会あるいはこれとは別の独立した第三者による徹底的な検証を行い、再発防止のための措置を緊急に講じる必要がある。同センター及び法務省入国管理局は、死亡した被収容者に係る資料全てを自発的に開示するなど、検証作業に積極的に協力するべきであり、検証を困難にするような措置を講じることは許されない。

加えて、そもそも、本件の根本的原因には、収容に耐えられない、あるいは収容に適さない者までも収容可能とする全件収容主義政策がある。身体に対する制限は最小限度に抑えられなければならないことは、確立した国際法規であり、拷問禁止委員会が勧告しているとおり、「収容に代わる手段を利用すること」が積極的に履践されるべきであった。当局は、今回の事件を通じて、全件収容主義政策が被収容者の身体に対する過度の人権制約となっている現状を認識し、これを改める契機とすべきである。

当会は、今回の2件の死亡事故の発生について重大な遺憾の意を表するとともに、法務省入国管理局及び入国者収容所東日本入国管理センターに対し、真相解明のための第三者機関による徹底的な調査の実施と、かかる調査結果を踏まえた再発防止策の導入を強く求めるものである。

2014年4月23日

東京弁護士会会長 高中 正彦

砂川事件判決を集団的自衛権の根拠とすることに反対する会長声明

砂川事件最高裁判決を根拠として、集団的自衛権の行使を容認する動きが伝えられる。すなわち、同事件の最高裁判決に「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」とあることを根拠に、「最高裁は、わが国の存立を全うするのに必要な範囲で、個別的が集団的か

という区別をせずに自衛措置を認めている」として、集団的自衛権の限定容認を正当化しようとする試みである。

しかし、当会は、法律家団体として、集団的自衛権の行使を容認する根拠に砂川判決を援用することは余りにも恣意的な解釈であって、不適切であると考える。

砂川事件は、1957年（昭和32年）、米軍が使用する東京都下の砂川町にある立川飛行場の拡張工事を始めた際に、工事反対派のデモ隊が乱入し、旧日米安全保障条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反として起訴された事件である。争点は、旧安保条約に基づく米軍の駐留が憲法9条2項の「戦力」にあたるかどうかであった。

最高裁判所は、駐留軍が憲法9条2項の「戦力」に該当するから違憲とした一審の東京地方裁判所の判決を取消し、次の理由で事件を差し戻した。

第1に、「戦力」とは「わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しない」から駐留米軍は「戦力」にあたらない。

第2に、駐留の根拠となる旧日米安保条約は高度の政治性を有するものであって、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り、司法裁判所の審査には馴染まない。

砂川判決が示したのは、この2点である。

一般に、判決文として示されたなかで判例として拘束力をもつのは、判決の結論を導く直接の理由付けであり、それ以外は傍論であって拘束力を持たない。

砂川判決は、第1の判断の過程で「わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく」、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」と述べているが、それは、米軍が日本に駐留していることと国家固有の自衛権が矛盾しないことを傍論として説明したもの過ぎず、先の第1、第2のいずれの結論の根拠となるものではない。

このような傍論を安易に一般化し、それを最高裁判所の判決

の趣旨であるかのように主張することは、判決の引用の仕方としては恣意的とのそしりを免れない。そのことは、1976年（昭和51年）3月30日参議院予算委員会の答弁において、高辻正己内閣法制局長官（当時）が砂川判決が駐留米軍の合憲性以外のことについて判断を下していないと明言していることから明らかである。

しかも最高裁判決が傍論において「固有の自衛権」として認めているのは、「他国」ではなく「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な」限りでの自衛権であるから、それは個別的自衛権にほかならない。他方、砂川判決は、たとえ個別的自衛のためであっても戦力を持てるかどうかについてはあえて判断していないのであって、ましてや個別的自衛権とは異なる集団的自衛権を肯定しているなどと言えないことは明らかである。それゆえ、岸信介首相（当時）も、砂川判決直後の1960年（昭和35年）3月31日の参議院予算委員会において、「集団的自衛権は日本の憲法上は日本は持っていない」と答弁しているのである。

以上のように、砂川判決は駐留米軍が戦力にあたらないと判断したに留まり、自衛権について触れた傍論が認める「固有の自衛権」もあくまでも個別的自衛権を指すだけであり、集団的自衛権を含んでいない。したがって、砂川判決を根拠として集団的自衛権を認める余地はないのである。

当会は、砂川事件最高裁判決の趣旨を歪曲して集団的自衛権行使容認の根拠とすることに強く反対する。

2014年5月2日

東京弁護士会会長 高中 正彦

憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認を認めず、立憲主義を堅持する会長談話

日本国民はもちろん、アジア・太平洋地域の多くの人々の尊い命を犠牲にした太平洋戦争への深甚なる反省から、「政府の行為により再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して」確定され、今年で施行67年、徹底的恒久平和主義の立場に立つ憲法がいま、最大の試練を迎えています。憲法は、第9条第1項において国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄する旨、第2項において一切の戦力の不保持と交戦権を否認する旨の徹底的な平和主義を定めています。これは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」軍事力によらずに私たちの安全と生存を保持しようと決意したことを意味します。しかし、戦後の東西冷戦という国際情勢の影響を受けて、わが国は、警察予備隊を創設、それを保安隊、さらに自衛隊へと改組して次第に防衛力を拡大、国連PKO活動などを通じて、今日、自衛隊の海外派遣が常態化するほどとなっています。ただし、その場合でも、憲法9条の縛りにより、自衛隊の海外での武力行使は厳しい制約を受け、それ故、自衛隊が海外で戦闘に加わることはなく、わが国は、自国、他国を問わず、戦闘行為による犠牲者を一人も出さずに今日に至っています。この事実と歴史こそ、憲法9条の誇るべき価値を指し示しています。

確かに、国際法上、国家が国民の命や財産を守るための自衛

権を有すると解釈されていますが、政府は、(1)わが国が急迫不正の侵害を受け、(2)それを避けるために他に方法がない場合に、(3)それを排除するため最小限度の実力を行使するという個別的自衛権のみが憲法上許され、それを超えるいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないという解釈を確立し、今日まで一貫してその立場を堅持してきました。

ところが、安倍内閣は、首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から近々出される報告書を受け、閣議決定によりこれまでの内閣法制局の解釈を一気に変更しようと考えているようです。即ち、「日本と密接な関係にある国が攻撃され」、「放置すれば日本の安全に大きな影響を及ぼす場合」に「攻撃された国からの支援要請がある」など一定の条件を満たす場合には必要最小限度の集団的自衛権行使は許されるという解釈へと憲法解釈を根本的に変えようとしています。

しかし、憲法の条文のどこを読んでも「他国が攻撃された場合に」（自国が攻撃を受けてもいないのに）、自衛権が行使できると解釈する余地などなく、「最小限」とか「限定的」などの言葉で集団的自衛権行使を一定範囲に止めることなど不可能です。結局は、このような形で集団的自衛権の行使を容認すれば、自衛隊が同盟国の要請に基づき、地球の裏側まで派遣され、同

盟国の軍隊とともに武力行使を行うに至ることは明らかです。そうなれば、憲法9条は完全に空文化し、わが国が再び戦争をする国へと歩み始めることとなり、国民の人権は国防、安全保障という国策の犠牲となる可能性のあることは過去の歴史が教えてくれます。政府は、わが国を取り巻く安全保障環境が変わった、現行憲法が今の時代と情勢に合わなくなったことを理由としています。しかしながら、尖閣諸島の国有化、首相や国会議員による靖国神社参拝、河野談話の見直し等の動きを見ても、むしろ我が国自身が緊張関係を作り出している面も否定できません。

政府の活動が憲法の範囲内に制限されるのが立憲主義であるところ、政府自らが憲法による制限を破るのは、まさに憲法破壊そのものであって、立憲主義に反することは明らかです。

よって当会は、現行憲法に基づく基本的人権の擁護を使命とする法律家団体として、引き続き集团的自衛権行使容認に反対するとともに、政府に対し、憲法上許されない解釈変更を強行しないよう強く求めるものです。

2014年5月3日
東京弁護士会会長 高中 正彦

行政書士法改正に反対する会長声明

日本行政書士会連合会は、行政書士法を改正して、「行政書士が作成することのできる官公署に提出する書類に係る許可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立てについて代理すること」を行政書士の業務範囲とすることを求めてそのための運動を推進してきた。そして、今後国会に前記業務を行政書士の業務範囲とする議案が議員立法として提出される可能性がある。

しかし、既に、2012年（平成24年）8月10日に日本弁護士連合会が会長声明を発表し、その後各地の弁護士会が各会長声明にて反対の立場を表明しているように、前記の業務を行政書士の業務範囲に加えることは国民の権利利益の擁護を危うくするものであり、当会も以下を理由に反対の意見を表明するものである。

なお、2014年（平成26年）3月になって日本行政書士会連合会は、代理権の範囲を絞り込み、行政書士が作成した提出書類にかかる許可等の不服申立てに限定するという見直し案を出してきたが、このような限定をしたとしても、行政書士が代理権をもつことによる問題は何ら解決されたものではない。

第1に、行政書士の主たる職務は、行政手続の円滑な実施に寄与することを主目的として、行政庁に対する各種許可関係の書類を作成して提出するというものである。一方、行政不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な行政処分を是正し、国民の権利利益を擁護するための制度である。行政手続の円滑な実施に寄与することを主目的とする行政書士が、行政庁の行った処分に対しその是正を求めるとすることは、その職務の性質上本質的に相容れないものである。

第2に、行政不服申立ては、国民と行政庁が鋭く対立する事件であるが、行政書士に対する懲戒処分並びに行政書士会に対する監督は都道府県知事が行い、日本行政書士会連合会に対する監督は総務大臣が行うものとされている。このような立場にある行政書士が国民の代理人となって行政庁と鋭く対決して、国民の権利を守ることができるのか大いに疑問がある。このような代理制度は、国民の権利利益の実現を危うくするものである。

行政庁の行為に対する行政不服申立ての代理行為は、弁護士自治により国家機関からの独立が担保された弁護士こそが行うべき業務である。

第3に、行政書士が行政不服申立ての代理人を務めるには、その能力担保が充分とはいえない。行政不服申立ての代理行為は、行政訴訟の提起も十二分に視野に入れて行うべきところ、

行政事件訴訟法や民事訴訟法の素養が制度上担保されていない行政書士には行政不服申立ての代理人となる能力に欠けるといわざるを得ない。法律事務処理の初期段階で適正な判断を誤ると、直ちに国民の権利利益を害することにつながりかねない。行政書士が私人間の紛争案件の初期段階で不当に関与し不適切な処理をしたことによって、依頼者の権利利益が救済されないどころか、かえって被害が拡大したという例が報告されている。行政不服申立ての代理人となるには、より高度な専門性と慎重かつ適切な判断が不可欠である。

第4に、行政書士については、倫理綱領が定められているものの、当事者の利害や利益が鋭く対立する紛争事件を取り扱うことを前提にする弁護士倫理とは異なる内容となっている。行政不服申立ては、国民と行政庁とが鋭く対立するのであって、このような案件を行政書士が代理行為を行うこと自体で国民の権利利益が侵害されることが懸念されるのである。国民の権利利益が行政処分によって侵害された場合、その不服申立手続によってさらに国民の権利利益が侵害されるとの事態は絶対に避けなければならない。

第5に、仮に行政書士が行政不服申立ての代理権を獲得したとしても、その活動分野は限定されることが予想され、影響は小さいとの指摘がある。しかし、国民の権利利益自体に対する問題を活動分野の大小で計ること自体が大いに問題である。

第6に、弁護士は行政手続業務を担っていないとの指摘もあるが、近年では多くの弁護士が代理人として活躍している。たとえば、出入国管理及び難民認定法、生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく行政手続について、日本弁護士連合会が日本司法支援センターに委託して実施する法律援助事業を利用し、行政による不当な処分から社会的弱者を救済する実績を確実に上げている。2014年（平成26年）4月1日現在、弁護士の人数は3万5113人であり、今後も毎年相当数の増加が見込まれている。したがって、行政不服申立ての分野に弁護士が今以上に進出していくことは確実であり、行政不服申立ての分野において国民の権利利益の擁護に支障をきたす懸念は全く存在しない。

以上のとおり、当会は、行政書士に対する行政不服申立代理権の付与に強く反対する。

2014年5月7日
東京弁護士会会長 高中 正彦